

平成24年9月愛荘町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第2号)

平成24年9月21日(金) 午前10時45分開会

- 日程第 1 議案第66号 平成23年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 2 議案第67号 平成23年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 3 議案第68号 平成23年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 4 議案第69号 平成23年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 5 議案第70号 平成23年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 6 議案第71号 平成23年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 7 議案第72号 平成23年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7

- 追加日程第 1 同意第 7号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 追加日程第 2 議案第73号 平成24年度愛荘町一般会計補正予算(第5号)
- 追加日程第 3 請願第 3号 県立高校の統廃合に関する請願
- 追加日程第 4 選挙第 6号 東近江行政組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 5 議提第 7号 公共施設等あり方に関する調査・研究特別委員会設置する決議
- 追加日程第 6 選任第 7号 公共施設等あり方に関する調査・研究特別委員会委員の選任について

- 追加日程第 7 報告第 11 号 公共施設等あり方に関する調査・研究特別委員会の委員長・副委員長の報告について
- 追加日程第 8 議提第 8 号 愛荘町議会議員の定数を定める条例の制定について
- 追加日程第 9 議提第 9 号 議員派遣について
- 追加日程第 10 議提第 10 号 委員会の閉会中における継続調査について

出席議員（16名）

| | |
|----------------|----------------|
| 1 番 伊 谷 正 昭 君 | 2 番 嶋 中 まさ子 君 |
| 3 番 城 貝 増 夫 君 | 4 番 高 橋 正 夫 君 |
| 5 番 外 川 善 正 君 | 6 番 徳 田 文 治 君 |
| 7 番 村 木 嘉 博 君 | 8 番 河 村 善 一 君 |
| 9 番 西 澤 久仁雄 君 | 10 番 小 杉 和 子 君 |
| 11 番 吉 岡 忍ミ子 君 | 12 番 瀧 すみ江 君 |
| 13 番 森 隆 一 君 | 14 番 竹 中 秀 夫 君 |
| 15 番 辰 己 保 君 | 16 番 本 田 秀 樹 君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------------|--------|-------------|-------|
| 町 長 | 村西俊雄君 | 副 町 長 | 宇野一雄君 |
| 教 育 長 | 藤野智誠君 | 理 事 | 細江新市君 |
| 会 計 管 理 者 | 西川都々子君 | まちづくり主監 | 林 定信君 |
| 総 務 主 監 | 福田俊男君 | 管 理 主 監 | 北川孝司君 |
| 収 納 管 理 主 監 | 辻 善嗣君 | 住 民 福 祉 主 監 | 杉本幸雄君 |
| 農 林 建 設 主 監 | 山田清孝君 | 教 育 次 長 | 村西作雄君 |
| 教 育 主 監 | 國領順子君 | 総 務 課 長 | 小杉善範君 |
| 環 境 対 策 課 長 | 飯島滋夫君 | 住 民 課 長 | 中村治史君 |
| 福 祉 課 長 | 岡部得晴君 | 人 権 政 策 課 長 | 楠神英司君 |
| 子 ども 支 援 課 長 | 川村節子君 | 農 林 振 興 課 長 | 北川元洋君 |
| 建 設 ・ 下 水 道 課 長 | 中村喜久夫君 | 教 育 振 興 課 長 | 青木清司君 |
| 給食センター所長 | 満島徳男君 | | |

事務局職員出席者

議会議務局長 徳田幸子 書記 小泉周子

開議 午前10時45分

◎開議の宣告

○議長（本田秀樹君） 皆さん、こんにちは。10時30分の開会から遅れて、誠に申し訳ございません。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（本田秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第66号から議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第1、議案第66号 平成23年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについてから日程第7、議案第72号 平成23年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてまでを一括議題として、9月4日の議事を続けます。

まず、議案第66号 平成23年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、決算特別委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されていますから、決算特別委員会の審査報告を求めます。決算特別委員会、西澤委員長。

[決算特別委員長 西澤久仁雄君登壇]

○9番（西澤久仁雄君） 決算特別委員会委員長報告を行います。

平成24年9月21日

愛荘町議会議長 本田秀樹様

愛荘町決算特別委員会 委員長 西澤久仁雄

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会規則第77条の規定により、報告をいたします。

1. 審査結果、議案第66号 平成23年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについてを原案可決。

2. 審査経過、9月14日に総務部門・民生部門・産業建設部門および教育部門に分け、部門別に総括質疑を行い、慎重に審査しました。

主な内容の総務部門は、経常収支比率について、将来の財政運営について、まちか

どトークについて、企業立地優遇助成金について。

民生部門は、なし。産業建設部門は、なし。

教育部門は、秦荘幼稚園の支援加配について、子ども輝き人権教育推進実践活動事業について、人権の花運動について、博物館の学芸員について。

最後に総括質疑として、教育環境について、学校活動の推進について、経常収支比率と今後の財政運営について、など活発に審査が行われました。

質疑終了後、討論を省略し、採決の結果賛成多数で、議案第66号 平成23年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、可決するものと決しました。以上、委員長報告を終わります。

○議長（本田秀樹君） 以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。12番、瀧 すみ江君。

〔12番 瀧 すみ江君登壇〕

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江。反対討論を行います。議案第66号 平成23年度愛荘町一般会計歳入歳出決算を不認定とします。

村西町長は、平成23年3月11日に起こった東日本大震災に際し、いち早い支援行動を行い、また、大地震による福島原発事故の悲惨さを我が身の問題ととらえ、原発廃止の姿勢を示されたことは、多くの町民のみならず、原発廃止行動にも勇気と力を与えるものです。同時に、原水爆禁止平和行進に際しての副町長のあいさつにも反映され、行進者に大いなる激励となりました。

町政全般で見れば、同和減免の縮小・廃止、そして山川原ほ場整備の完遂に向けた取り組み等々、町内自治会を区別してきた行政運営からの離脱・解消に向けた取り組みを着実に前進させていることは評価するところです。

残念なことではありますが、同和地区を訪ねる心ない事象が起こっています。愛荘町には同和地区はないと言い切るまちなししなければなりません。そのためにも、補助金に際しても全町的な立場で公正な執行と適正な拠出を行い、改めて区別した行政執行の早期解消に取り組むことを切望します。

今、日本経済がリーマンショック以来景気が低迷しています。しかし、政治は景気

の浮揚策どころか逆行する施策を次から次へと打ち出してきました。その結果、国民の間の貧富は拡大しています。愛荘町民も同じです。非正規労働者が増えている結果、国民健康保険事業や介護保険事業などに影響が出ています。こうした時こそ行政が安定した雇用の現場を提供しなければならないのに、給食センターの調理業務を民間業者に委ねたことは、断じて容認することができません。

経済不況の中で、どのように町財政運営を行うのが問われてきます。行政は財政確保のために受益者負担を求めます。受益者負担を求める理由は、町民税の二重負担とか施設利用の可否を取り上げます。その理由から言えば、拠出根拠のないコミュニティづくり協議会補助金 150 万円は矛盾します。150 万円あれば、お年寄りの健康保持のスポーツに使用料は廃止できます。

平成 23 年度の財源と住民サービスのあり方を見るため、経常一般財源と経常一般経費を限られた資料から分析すると、給食センターの調理業務委託を行わなくても直営で十分やっていけることがわかりました。確かに、義務的経費が増えれば行政財政運営を圧迫しますが、経常一般財源に不安定要素があるとはいえ、経常収支比率が 80% で推移していることと、経常収支以上の黒字財政は行政執行上の人員確保は可能と考えられます。

財政健全化法の観点からすべてとは言いませんが、住民負担の軽減を行う財源はあると言うことはできます。この財源を根拠に、給食センター調理業務の直営資金 1 億円は確保できたと考えます。町民の雇用確保を保障しなかった責任の重大さを指摘し、反対討論といたします。

○議長（本田秀樹君） ほかに討論はありませんか。3 番、城貝増夫君。

〔3 番 城貝増夫君登壇〕

○3 番（城貝増夫君） 3 番、城貝増夫です。平成 23 年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成討論を行います。

平成 23 年度は、東日本大震災による不安定な社会経済状況が続きましたが、1 日も早い復旧復興と景気回復が期待されるところであります。

歳入決算につきましては、景気が依然として厳しい状況の中で、企業の経営努力や設備投資による法人町民税や、新築家屋の増加による固定資産税の増により、町税全体としては前年度比 3.1% の増となっています。また、地方交付税においても、国において総枠を増額されたことによる増となりました。

町債につきましては、給食センター建設事業等に充当した合併特例債の増加により、歳入全体の16.1%を占めており、自主財源比率は、基金取り崩しの減もあって4.3ポイント低下の40.7%となっております。

町税の収納率は、前年度に続き0.7%上昇しましたが、税負担の公平性など滞納整理については重要な課題であり、県と市町の事務の共同化など引き続き徴収対策に努められるようお願いをします。

一方、歳出面におきましては、給食センター建設事業、多目的グラウンド新設整備事業、秦荘東小学校大規模改造など、教育施設の整備や子ども手当をはじめとする子育て支援や、健康推進事業など福祉の充実に取り組まれたところではありますが、個々の施策については異論もなくはなく、23年度では全体の4分の1以上を教育費が占める結果となりました。

さて、財政状況を見てもみますと、借金返済の負担割合を示す実質公債費比率や、財政の弾力性を表す経常収支比率は、少しずつではありますが回復傾向にあり、見るべきものがあります。今後においても、扶助費や公債費の増加による財政状況の硬直化を避けつつ、施策・事業の見直しによる経費削減を図るほか、各基金への積み立てなど自主財源の確保と地方債の縮減に努められるとともに、健全な行財政運営に取り組まれるようお願いし、以上により本決算の認定について賛成するものであります。これにて賛成討論を終わります。

○議長（本田秀樹君）　これで討論を終わります。

これより議案第66号を採決します。この表決は起立によって行います。

本案に対する決算特別委員会は、報告のとおり可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（本田秀樹君）　賛成多数です。着席してください。

よって、議案第66号　平成23年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第67号　平成23年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、同和対策特別委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されていますから、同和対策特別委員会の審査報告を求めます。同和対策特別委員会、伊谷委員長。

[同和対策特別委員長 伊谷正昭君登壇]

○1番（伊谷正昭君） 同和対策特別委員会委員長報告を行います。

平成24年9月21日

愛荘町議会議長 本田秀樹様

愛荘町同和対策特別委員会 委員長 伊谷正昭

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会規則第77条の規定により、報告いたします。

1. 審査結果、議案第67号 平成23年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、原案を可決。

2. 審査の経過、9月12日、同和対策特別委員7名が慎重に審査をしました。説明終了後、質疑・討論を経て採決の結果、全員賛成で議案第67号を可決するものと決しました。以上、委員長報告を終わります。

○議長（本田秀樹君） 以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより議案第67号を採決します。この表決は起立によって行います。

本案に対する同和対策特別委員会は、報告のとおり可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（本田秀樹君） 全員賛成です。着席してください。

よって、議案第67号 平成23年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第68号 平成23年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、総務常任委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されていますから、総務常任委員会の審査報告を求めます。総務常任委員会、西澤委員長。

〔総務常任委員長 西澤久仁雄君登壇〕

○9番（西澤久仁雄君） 総務常任委員会委員長報告を行います。

平成24年9月21日

愛荘町議会議長 本田秀樹様

愛荘町総務常任委員会 委員長 西澤久仁雄

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会規則第77条の規定により、報告します。

1. 審査結果、議案第68号 平成23年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてを原案可決。

2. 審査の経過、9月10日に総務常任委員6名が慎重に審査しました。

説明終了後、質疑・討論を経て採決の結果、全員賛成で議案第53号を可決するものと決しました。以上、委員長報告を終わります。

○議長（本田秀樹君） 以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより議案第68号を採決します。この表決は起立によって行います。

本案に対する総務常任委員会は、報告のとおり可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 全員賛成です。着席してください。

よって、議案第68号 平成23年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第69号 平成23年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、日程第5、議案第70号 平成23年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、日程第6、議案第71号 平成23年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるこ

とについては、教育民生常任委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されていますから、教育民生常任委員会の審査報告を求めます。教育民生常任委員会、河村委員長。

〔教育民生常任委員長 河村善一君登壇〕

○8番（河村善一君） 教育民生常任委員会委員長の報告を行います。

平成24年9月21日

愛荘町議会議長 本田秀樹様

愛荘町教育民生常任委員会 委員長 河村善一

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会規則第77条の規定により、報告します。

1. 審査結果、議案第69号 平成23年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてを原案可決。議案第70号 平成23年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてを原案可決。議案第71号 平成23年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてを原案可決。

2. 審査経過、9月11日に教育民生常任委員5名が慎重に審査しました。

国民健康保険事業特別会計の質疑の主なものは、国民健康保険税における同和減免について、財政調整基金の積み増しについて、不納欠損について、収入未済額について、特定健康診査事業の受診状況について、人間ドックについてなど、審査が行われました。

討論は反対討論が1件あり、採決の結果、賛成多数で議案第69号は可決するものと決定しました。

次に、後期高齢者医療事業特別会計の質疑の主なものは、所得更生についてなど審査が行われました。

討論は反対討論が1件あり、採決の結果、賛成多数で議案第70号は可決するものと決しました。

次に、介護保険事業特別会計の質疑の主なものは、第4期介護保険事業計画の総括と課題についてなど審査が行われました。

討論は反対討論が1件あり、採決の結果、賛成多数で議案第71号は可決するものと決しました。以上で委員長報告を終わります。

○議長（本田秀樹君） 以上で委員長報告を終わります。

これより議案第69号について委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。15番、辰己 保君。

○15番（辰己 保君） 15番、辰己。議案第69号 平成23年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、反対を表明します。

決算の概要、総額によると、雇用情勢の悪化や高齢化の進展による所得の低下、医療の高度化等による医療費の増加など、その財政状況は構造的不安定であり、全国的に国保事業の運営は年々厳しさを増していると、国保の財政難はすべて被保険者の状況に原因があるかのように書かれています。

国保の財政難と国保料の高騰を招いた元凶は被保険者にあるのではなく、国の予算削減にあるということです。歴代政権は、1984年の国保法改革で医療費に対する国庫負担を引き上げたのを皮切りに、国保に対する国の責任を次々と後退させてきた。その結果、国保の総収入に占める国庫支出の割合は、1980年代前半の50%から、現在では25%に半減している。こうした国庫負担の削減が国保世帯の貧困化と一体に進んだことが自体を一層深刻にしているわけです。

年金生活者や失業者が加入する国保は、もともと適切な国庫負担なしに成立しない、執行できない、維持できない医療保険です。ところが、歴代政権は国庫負担を削減し続け、しかも国保世帯の貧困化のもとでもそれを見直そうとしていない。この二重の失政により国保は財政難、保険料高騰、滞納増という悪循環を連鎖し、そこから抜け出せない状況になっているわけです。

また、一般会計の支援に頼ることは好ましくなく、国民健康保険以外の保険加入の町民にとっては税の二重負担となるため、計画的に税率を引き上げるべきといった内容もあります。しかし、国民健康保険以外の保険会計においても、被保険者の保険料だけでは賄われていません。国庫負担が半減した状況の中で、一般会計の支援がなければ、低所得者層の加入者が多い国民健康保険では、高い負担をしないとまともな医療を受けられないという状況に陥ってしまいます。町税は、一般財源として運用するのであって、住民福祉の寄与する立場からも、みんなで負担した税金を町民の生存権

保障のために使うという、そうした観点も必要であります。

以上、国民の健康と命を守ることをなおざりにしている国の姿勢、またその国の姿勢の中でどうあるべきかを探求することを進言して、反対討論といたします。

○議長（本田秀樹君） ほかに討論はありませんか。1番、伊谷正昭君。

○1番（伊谷正昭君） 1番、伊谷正昭です。

議案第69号 平成23年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に賛成する立場から討論を行います。

国民健康保険は、疾病や怪我などの相互扶助の精神により、地域住民の医療の確保と健康の保持・増進に大きな役割を果たしておりますが、疾病構造の変化や医療の高度化により、全国的に医療費が増加しつつあります。

一方、景気・経済の低迷や雇用情勢の悪化によりまして、所得の低下などあるものの、保険税の収納率は前年度を上回りました。しかしながら、保険税の軽減を図るため一般会計からの繰入を行うなど、国民健康保険の財政運営は年々厳しい状況にあるわけです。

この状況下におきまして、保険税収納率の向上を図るため、継続し税務課徴収の2名を雇用して、電話による催促とか戸別訪問などを行うほか、税負担の公平化を図るため滞納世帯に対する納付相談の充実と、短期被保険者証・資格証明書の交付など、収納対策の強化に努められています。

さらに、税務課・健康推進課・住民課の3課連携のもと、税の収納率アップ、医療費適正化、保健事業の推進、雇用の適正化などの項目において、町の経営努力を認めただき、県から国に推薦をされました特別調整交付金において特別の事情によるものとして800万円の特別調整交付金を交付されたところであります。

このような中、医療費の適正化対策など保険財政の安定的な運営と円滑な事業の遂行に努めておられ、本決算の認定について賛成をするものであります。議員各位におかれましても、賛同をお願い申し上げ、討論を終わります。以上です。

○議長（本田秀樹君） これで討論を終わります。

これより、議案第69号を採決します。この表決は起立によって行います。

本案に対する教育民生常任委員会は、報告のとおり可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（本田秀樹君） 賛成多数です。着席してください。

よって、議案第69号 平成23年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔なし〕の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。15番、辰己 保君。

○15番（辰己 保君） 15番、辰己。議案第70号 平成23年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、反対表明をします。

後期高齢者医療制度については、75歳以上の高齢者を別枠におく差別医療制度で、2009年政権についた民主党は、後期高齢者医療制度を廃止して、老人保健制度に戻すという立場を放棄し、新制度の議論を始めました。概要の中でも、政府において今後の高齢者医療制度改革国民会議において検討し、結論を得るとされているが、動向を注視していく必要があると述べています。そこからも、見通しの乏しさが伺えるわけです。

町会計は、滋賀県後期高齢者医療広域連合の運営によって町行政・町民が直接声をあげることができない仕組みとなっています。

以上、高齢者の健康と命を守ることができない制度を批判して、反対討論といたします。

○議長（本田秀樹君） ほかに討論はありませんか。1番、伊谷正昭君。

○1番（伊谷正昭君） 1番、伊谷正昭です。

議案第70号 愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定の認定に賛成をする立場から討論を行います。

高齢化の進展に伴う老人医療費の増加の中、医療費を賄っていくために次世代の負担の公平化および財政運営の責任の明確化と安定化を図るため、後期高齢者医療制度が平成20年4月から創設をされて4年を経過したわけですが、この間、高齢者が置かれている状況を配慮し、保険料の軽減増大や徴収方法の変更等を講じられ、町では広報紙とか個人通知による啓発のほか、窓口対応や自宅訪問など決め細かな対応に努められて、大きな混乱もなく運営をされております。

国においては今後の高齢者医療制度について、状況などを踏まえ、必要に応じ、社

会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ることとされています。その動向を注視しつつ、高齢者が安心して医療を受けられるような医療制度の充実と事業の円滑な執行に努められていることから、本決算の認定について賛成をするものであります。議員におかれましても賛同をお願い申し上げ、討論を終わります。以上です。

○議長（本田秀樹君） 討論を終わります。

これより議案第70号を採決します。この表決は起立によって行います。

本案に対する教育民生常任委員会は、報告のとおり可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（本田秀樹君） 賛成多数です。ご着席してください。

よって、議案第70号 平成23年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第71号について委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありますか。15番、辰己 保君。

○15番（辰己 保君） 15番、辰己。議案第71号 平成23年度愛荘町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、反対表明をします。

平成23年度は第4期介護保険事業計画の最終年度であり、第5期介護保険事業計画の策定年度でもあります。概要の総括でも述べられているように、平成24年度から3年間の第1号被保険者保険料基準額を月額4,700円に決定されました。介護保険保障に対しても重い受益者負担を決め込んで、公的補助を抑えてきた政府の姿勢に根本的な問題があります。

第1号被保険者保険料の負担割合は、第1期介護保険事業計画では17%だったのが、1期ごとに1%ずつ増え、第5期は21%に引き上げられました。このような状況の中で、高い介護保険料が高齢者の生活を圧迫しています。

こうした事態の大本には、国庫負担が2割しかないという制度の矛盾があり、2000年度に介護保険が始まった時、介護保険開始以前は介護費用の50%だった国庫負担は25%にされ、それをさらに23%程度に引き下げられました。介護給付の半分は

第1号・第2号被保険者の保険料で賄われており、国の負担は、在宅介護は25%、施設介護は20%です。

また、政府は介護従事者処遇改善臨時特例基金に充てるための交付金を、利用者負担とは別枠で設定していましたが、平成24年度から保険給付が年々増加する中で、利用者に跳ね返ることになり、利用者負担が増加しました。被保険者への負担割合を減らす負担増を押し付けておいて、国の負担割合引き下げ路線を図っている政府の姿勢を批判します。

また、総括の課題の中では介護予防対策のことが書かれていますが、これを現実のものとして実践していくために、福祉部門だけではなく行政が一丸となって努力していくことを進言して、反対討論といたします。

○議長（本田秀樹君） ほかに討論はありませんか。1番、伊谷正昭君。

○1番（伊谷正昭君） 1番、伊谷正昭です。議案第71号 平成23年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に賛成をする立場から討論を行います。

高齢化の進展とともに、介護給付費や要介護認定者が年々増加する中で、平成22年度から第4期介護保険事業計画に基づき、介護サービスの提供と高齢者が安心して暮らせるような地域支援事業など介護予防に努められるとともに、地域密着型サービスなど介護サービス基盤の整備に努められてこられました。

また、平成24年度から始まる第5期介護保険事業計画策定のために計画策定委員会や作業部会において第4期計画の進行完了をもとに事業実施を行うとともに、効率的な保険運営となるような点検・評価を実施された結果、第5期計画で大幅な介護保険料の引き上げを余儀なくされました。

しかし、制度への理解や催告を通じまして保険料収納率の向上に取り組むとともに、介護従事者処遇改善臨時特例基金を活用して保険料の急激な上昇を抑制するなど、保険料の軽減負担を諮られたところであります。

そのほか、認知症対策、権利擁護事業など自立支援と持続可能な事業の運営をめざし、円滑に事業遂行に努められており、本決算の認定について賛成をするものであります。議員各位におかれましては、本決算のご賛同をお願い申し上げます。以上です。

○議長（本田秀樹君） これで討論を終わります。

これより、議案第71号を採決します。この表決は起立によって行います。

本案に対する教育民生常任委員会は、報告のとおり可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（本田秀樹君） 賛成多数です。着席してください。

よって、議案第71号 平成23年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第7、第72号 平成23年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、産業建設常任委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されていますから、産業建設常任委員会の審査報告を求めます。産業建設常任委員会、竹中委員長。

[産業建設常任委員長 竹中秀夫君登壇]

○14番（竹中秀夫君） 産業建設常任委員会委員長報告を行います。

平成24年9月21日

愛荘町議会議長 本田秀樹様

愛荘町産業建設常任委員会 委員長 竹中秀夫

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会規則第77条の規定により、報告します。

1. 審査結果、議案第72号 平成23年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてを原案可決。

2. 審査経過、9月12日に産業建設常任委員5名が慎重に審査しました。下水道事業特別会計の質疑の主なものは、不納欠損について、受益者分担金の徴収について、ワールとポンプの維持管理についてなど審査が行われました。

討論を経て採決の結果、全員賛成で議案第72号は可決するものと決しました。

以上、委員長報告を終わります。

○議長（本田秀樹君） 以上で委員長報告を終わります。

これより議案第72号について委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより議案第72号を採決します。表決は起立によって行います。

本案に対する産業建設常任委員会は、報告のとおり可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 全員賛成です。着席してください。

よって、議案第72号 平成23年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時33分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お手元に配付いたしました追加議事日程のとおりです。

お諮りします。ただいま同意1件、議案1件、請願1件、選挙1件、議提1件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。

よって、同意1件、議案1件、請願1件、選挙1件、議提1件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎同意第7号の上程、説明、採決

○議長（本田秀樹君） 追加日程第1、同意第7号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（村西俊雄君） それでは、同意第7号の愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任について、ご説明を申し上げます。

この案件につきましては、愛荘町職員懲戒審査委員会規則の規定に基づきまして委員を選任するものでございまして、地方自治法施行規程第17条第5項により同意を

いただこうとするものでございます。

現在の委員1名が欠員となりますので、その後任をお願いしようとするものでございますが、提案のとおり、滋賀県彦根市栄町1丁目4番3号 添田八郎氏。生年月日昭和23年7月9日生まれの方でございます。任期は、平成24年9月21日から平成25年9月10日までとなります。どうかよろしく申し上げます。

○議長（本田秀樹君） お諮りします。人事案件については質疑・討論を省略しますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、人事案件については質疑・討論を省略します。

これより同意第7号を採決します。本案はこれに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（本田秀樹君） 全員賛成です。よって、同意第7号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 追加日程第2、議案第73号 愛荘町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監（福田俊男君） 議案書の2ページでございます。議案第73号 平成23年度愛荘町一般会計補正予算（第5号）をご説明させていただきます。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ145万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億9,270万6,000円とするものでございます。

5ページの事項別明細書をお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございますが、財源調整といたしまして前年度繰越金145万9,000円の追加でございます。次に歳出でございますが、民生費福祉センター費につきましては、落雷によりますラポール秦荘いきいきセンター内の自動火災報知機修繕料50万8,000円、けんこうプールホールの空調設備室外機の経年劣化によります圧縮機修繕

料 73 万円の追加、農林水産業費の林業振興費につきましては、野生鳥獣が出没いたしておりますほ場・集落周辺の農作物等への被害防止のため、獣害防止用打ち上げ花火購入によります消耗品費 22 万 1,000 円の追加でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第 7 3 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（本田秀樹君） 全員賛成です。よって、議案第 7 3 号 愛荘町一般会計補正予算（第 5 号）については、原案のとおり可決されました。

◎請願 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 追加日程第 3、請願第 3 号 県立高校の統廃合に関する請願についてを議題とします。

お諮りします。請願第 3 号については、会議規則第 9 2 条第 2 項の規定により、委員会の付託を省略いたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、請願第 3 号は委員会の付託を省略することに決定しました。

本案について、紹介議員の説明を求めます。1 2 番、瀧 すみ江君。

○1 2 番（瀧すみ江君） 1 2 番、瀧 すみ江。ただいまより請願第 3 号の説明をさせていただきます。まず、朗読をさせていただきます。

2 0 1 2 年 8 月 2 7 日

議会議長 本田秀樹様

請願者 代表 彦根・愛知・犬上の高校を守る会

夏原常明 竹腰宏見

連絡先 彦根市長曾根南485

彦根市労文センター

電話 0749-26-2533

紹介議員 瀧 すみ江

辰己 保

県立高校の統廃合に関する請願

〈請願の趣旨および理由〉

一昨年、愛荘町をはじめ豊郷町、多賀町、甲良町などは、県立高校統廃合に反対する意見書を件にあげました。その結果、愛知高校は当面存続になりましたが、昨年7月11日に示された「県立高校再編計画（原案）」には彦根西高校と北部定時制高校の廃校が含まれていました。今年6月13日の県議会の文教常任委員会で県教委の河原教育長は「統合の組み合わせは原案通りとする。一部修正して遅くとも9月中旬までに案を示す。」と答弁しました。このままだと彦根西高校と北部定時制高校の廃校が現実のものになってしまいます。私たちは「再編計画（原案）」には、以下の重大な問題があると考えます。

第1に、「魅力と活力ある学校づくり」の精神に反していることです。彦根西高校は長い歴史と伝統をもち、従来から特色ある教育がなされてきました。最近では「学びの共同体」を取り入れ、生徒からの学習意欲が高まっています。この取り組みは、昨年度の県議会でも取り上げられて、知事も県教育長も「彦根西高校の取り組みを広げてほしい。」と評価しているほどです。「魅力と活力ある学校づくり」をすすめる同校を廃校にする道理はありません。

第2に、愛知郡の生徒の進路選択の幅が狭くなるからです。彦根西高校（4学級）がなくなると、たとえ彦根翔陽高校が1学級増えても、彦根市内の高校入学者の受け入れ体制は3学級少なくなります。さらに、今後15年間120人程度の生徒増が予想されます。生徒数が増えるのに学校が減ります。彦根市内の高校への入学を希望する愛知郡の生徒の相当数が、遠方の学校に通わざるをえなくなり、通学時間と費用の負担が重くなります。公立高校への入学をあきらめざるをえない生徒も出てきます。

第3に、北部の3つの定時制高校が廃止され生徒の学習の機会を奪うからです。定時制教育は「働きながら学ぶ青年に教育の場」を保障するものであり、不登校の子ど

もたちが学び直す場でもあります。この再編計画（原案）は、通学に要する時間的、経済的な負担を増大させ、学ぶ意欲も低下させ、生徒の学習の機会を奪います。

以上のことを踏まえて、下記のことを提案します。

《請願項目》

彦根西高校と彦翔陽高校をなくさないように、また、北部地域から定時制高校をなくさないように、滋賀県知事と県教育委員会教育長に再編原案の撤回を求める意見書を再度提出すること。

以上、ただいまは請願を朗読させていただきましたが、ここで再編原案について少しだけ説明をさせていただきたいと思います。

再編原案の中では、彦根西高校と彦根翔陽高校、また北部地域の定時制高校の廃止は、再編の内容として明記されていますが、愛知高校の場合は教育内容を充実させる目的で、高等養護学校の併設をするものであり、再編とは書かれていません。

請願書の前段の部分でも、愛知高校の存続のことが書かれていますので、請願者の意向は、彦根西高校と彦根翔陽高校をなくさないでほしい、また、北部地域の定時制高校を廃止しないでほしいというものでありますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いします。

愛荘町でも子どもが増えています。請願にもありましたように、近くの高校に通える条件づくりのために、皆さんの賛同を心よりお願い申し上げまして、提案説明を終わらせていただきます。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。13番、森 隆一君。

○13番（森 隆一君） 13番、森。県立高校の統廃合に関する請願に対して、少々異論がありますので反対討論をいたします。

この表題に関しては請願に値するものであると思われませんが、反対討論する理由の1つとして、私は今、愛知高校の同窓会長を賜っておりまして、請願項目の、先ほども瀧議員が言われましたが、再編原案の撤回、これは今まで私たちが一生懸命努力してきて、地域の皆さん、あるいは商工会の皆さん、あるいは議会、あるいは行政の皆さんたちに一生懸命お願いして、再編をお願いして、そして署名捺印をいただきなが

ら、県の方に10数回、10数人を連れて存続するための要望に参りました。

しかし、我々のこのようなことに反して、この請願内容を見てもみると、彦根西高校の存続問題が特に、あるいは定時制高校の云々とありますが、特に彦根西高校に對しまして、本来は我々も、我々愛知高校の時には賛成していただきましたので、賛成しなければならないはずではあります、我々は彦根の市民の方、あるいは議会の方、そういう方が、あるいは同窓会の方が一生懸命になった結果、なおかつ彦根の議会から議長宛てに、こんな努力をしたけれども、実際はまだまだ努力が足りない、この撤回をするために、彦根西高校を存続させるために愛荘町もひとつ協力をぜひしてほしいということになれば協力もできると思いますが、今、言うならば代表者のグループと言いますか、こういう中から出てきたことに対して、賛成することはどうしても考えていかなければならない。彦根市の方とか、あるいは同窓会なり、あるいは市会議員の方から、ぜひ頼むということになれば、このことは我々も賛成する必要がありますので、義務に近いものがあると思いますので賛成いたしますが、今、この請願の内容だけでは、悲しいかな反対する以外ないと思いますので、そのことをもって反対討論といたします。

○議長（本田秀樹君） ほかに討論はありませんか。15番、辰己 保君。

○15番（辰己 保君） 15番 辰己。反対討論する者が非常に曖昧で、ただ請願者そのもの、請願を提唱された団体と言いますか、個人と言いますか、そうしたものがどうであるのかというところでの理念をお持ちのような話であります。

そもそも、やはり今、高校でも当然、小・中学校のいじめ問題が社会問題になっていて、そうした中で小規模学校の存在というものは、やはり注視をしていかなければならないという観点からも、やはり子どもたちが安心して、また楽しく学べる、そうした環境づくり、その観点からこうした請願がなされているというふうに解釈をし、その立場から当然、この県立高校の統廃合に関する請願に対して賛成をするものであります。

○議長（本田秀樹君） これで討論を終わります。

これより請願第3号を採決します。本案は原案のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者起立]

○議長（本田秀樹君） 賛成少数です。よって、請願第3号 県立高校の統廃合に関

する請願については、不採択とすることに決定しました。

◎選挙第6号

○議長（本田秀樹君） 追加日程第4、選挙第6号 東近江行政組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時51分

再開 午前11時52分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を行います。

東近江行政組合議会議員に、西澤久仁雄君、私 本田秀樹を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名しました2名を東近江行政組合議会議員の当選人と定めることに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました2名が東近江行政組合議会議員に当選されました。東近江行政組合議会議員に当選されました西澤久仁雄君、私 本田秀樹を指名いたします。議場にいますので、愛荘町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎議提第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 追加日程第5、議提第7号 公共施設等あり方に関する調査・

研究特別委員会設置を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。1番、伊谷正昭君。

○1番（伊谷正昭君） 公共施設等あり方に関する調査・研究特別委員会設置についての決議を提案申し上げたいと思います。

議提第7号、公共施設等あり方に関する調査・研究特別委員会設置する決議。上記の議提を愛荘町議会会議規則第14号の規定により別紙のとおり提出する。

平成24年8月27日

愛荘町議会議長 本田秀樹様

提出者 愛荘町議会議員 伊谷 正昭

賛成者 愛荘町議会議員 西澤久仁雄

賛成者 愛荘町議会議員 竹中 秀夫

賛成者 愛荘町議会議員 河村 善一

公共施設等あり方に関する調査・研究特別委員会設置する決議

次のとおり、公共施設等あり方に関する調査・研究特別委員会を設置するものとする。

1. 名 称 公共施設等あり方調査・研究特別委員会
2. 設置根拠 地方自治法第110条及び愛荘町議会委員会条例第5条
3. 目 的 公共施設等の有効活用に関する調査・研究
4. 設置期間 平成24年9月21日から平成26年2月末までとし、委員会は議会の閉会中も調査・研究を行う。
5. 定 数 6人

提案理由（議提第7号） 本案は、愛荘町の公共施設および用地を活かすための調査・研究を行い、施設等を対象に適正配置、運営主体の適否、効率的な運営方策、利用率の向上策などを含めた公共施設等をより会い方向づけ、活性化のための有効な整備計画について住民福祉向上のための方向性を検討するものです。

①町立保育園、町立幼稚園の就学前における保育及び教育の現状と課題をふまえつつ、住民のニーズに対応できる施設整備の内容を検討するとともに、施設整備のめざすべき姿を明らかに示し、改築の基本手なる方向性について検討し、併せて幼稚園の環境整備の方向性も検討する。

②愛知川警部交番跡地については、地域の利便性や行政サービス、地域の声、意見

も十分に把握して慎重に対応のうえ有効活用の施設整備の方向性を検討する。

③町の全ての公共施設、用地については、配置、運営、効率等の向上策などを含めた有効と来な活用整備の方向性を検討する。

以上、今回の決議を提案させていただきます。公共施設等あり方調査・研究特別委員会の設置について、どうかご理解をいただきますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。2番、嶋中まさ子君。

○2番（嶋中まさ子君） 2番、嶋中です。2～3質問させていただきたいと思えます。

今回のこの提案なんですけれども、賛同者に各常任委員長さんになっておられますけれども、まずもって、この付託事項の1つひとつがそれぞれの常任委員会でまず審議されるべき内容であると思えます。そして、それらについて事前に各常任委員会にこれらの関係について審議され、それがやはり常任委員会のいろいろな案件の中でもこれについてはぜひ特別委員会というような手続きと言いますか、手順を追っての提案かどうかということ、各常任委員さん、明記されている方にお聞きしたいのと、もう1つ、任期が議員の任期満了までとなっております、そうしますと、これに付議された案件を他の議員はどういう結論や方向性が出るのであろうかを見守るだけで、それぞれの常任委員会のメンバーとしましても、役割を果たせないことになるのではないかと思います、いかがなものかと案ずる次第です。そこら辺もお聞きしたいと思います。

そして、提案者の方にもお伺いいたしますが、これら重要な案件に対しては、やはり行政の方もきちんと検討委員会等設置されたりして議論をされておられるということでもありますので、それを私たちはチェックする、果たすということが大事な任務であると思えます。そういった意味で、3点あげられている案件に対する内容は、予算執行の権限がない中で、解釈によっては大変無理がある内容になるのではないかと、越権行為とまではと思えますけれども、そういった解釈もできるような気がいたしますけれども、そういったことについてお伺いしたいと思います。よろしく願います。

○議長（本田秀樹君） 1番、伊谷正昭君。

○1番（伊谷正昭君） 嶋中議員の最後の質問であります、重要な案件に対して、執行部に対してというような問いがあったわけですが、ここに先ほど説明をさせていただきましたように、あくまでも行政に入り込まない、公共施設あるいはまた用地についての調査・研究を行って、その方向性を見出して議員としての提案をさせていただくと、こういうことでもありますので、懸念をされておられます行政に対して侵害なり、そういう侵すものとは考えておりませんので、その点をご理解をいただきたいと思っております。

あとまた、最初の冒頭の各委員長はどうかということで、それについてもお答えをさせていただきたいと思えます。本来、常任委員会を設置されておりますが、愛荘町議会におきましては、これの所管を定めているものであって、あえて特別委員会を設けなくても済むということをおっしゃっていると思えますが、ところが現実、他町においても設置されているところが多いということも理由の1つであります、事件の内容が多方面に及んでいるということもござります。これが1つの常任委員会によって合理的な、効率的な審査は困難であるということを考えております。

こういうことから、特別委員会の設置によって、反面、各常任委員会の事務、当該設置期間中、各常任委員会から一定の期間を移管されるということになるということでもあります、常任委員会の存在論にも及ぶことでもあります、今日、いろいろな特別委員会が現に設置をされています。一定の期間、移管されるということですが、常任委員会では議論・協議が出てきていないことも現実にありますので、常任委員会においては報告ができるということでもあります。

また、特別委員会の協議・開催内容について、原則として全議員が傍聴できるということにしておりますので、その点をご理解をいただきたいと思えます。以上です。

○議長（本田秀樹君） あと1点、伊谷議員、任期のことがあったと思うのですが。

○1番（伊谷正昭君） 任期は、ここに書かせていただいておりますように、9月21日から平成26年2月末にさせていただいておりますが、任期が長いという、その間の各常任委員会のいろいろな問題が起こりかねるかというような問いでしたが、多岐にわたる公共施設の用地なり、これを審議・調査研究する場合時間がかかりますので、その点こういう設定をさせていただいたという理由であります。

○議長（本田秀樹君） 9番、西澤久仁雄君。

○9番（西澤久仁雄君） 9番、西澤久仁雄です。総務常任委員会委員長としての発

言をさせていただきます。

先ほど各常任委員会で諮ったかどうかという質問があったかと思いますが、これは今まで各常任委員会がどれだけ活動していたか、ご存じですか、逆に聞きたいです。今までなかったから、こういう特別委員会を設けて、より充実した内容のものを研究するということの発想からでございます。

あえて役割を果たせないかというような話ですけど、これは今まで、私も7年・8年やらせていただいていますけど、各常任委員会としての活動は、情けないかな、活動できなかった。それで新たにこういうものをという賛同で、賛成させていただきました。なぜならば、先ほど全員協議会で申し上げましたが、平成22年10月13日、給食センターの設計（案）を出された。議員さんに意見を問うて、そして私たちも意見を出させていただきました。そうしたところ、提案された方が最後に、これで入札しますという意思表示がありましたので、議員は相当憤慨したという経緯もございますので、重要な案件は前もってもう少し議員に報告なり何なりしていただかなければ、今後もこういうことが起こり得るかということで、議員と行政の間に相当乖離があるという判断をしたから、こういうふうに賛成の立場を取らせていただいたわけでございます。

○議長（本田秀樹君） 8番、河村善一君。

○8番（河村善一君） 質問に答えます。

常任委員会で検討したかということは、検討しておりません。議員の皆さんの賛同によって、特別委員会設置の決議が決まりましたならば、それに則って執行していきたいと思っております。

また、調査・研究ということが目的でございますので、そのことで推進に向けてやっていきたいと思っております。以上です。

○議長（本田秀樹君） 14番、竹中秀夫君。

○14番（竹中秀夫君） 14番、竹中です。先ほどの質問の中で、各委員会に了解とか、そこらのところはどうであったかと。これは、これに対しての委員会に了解とか、そういうような話はしておりません。

私は、賛同者の1人としてこの中身を精査させていただいて、私なりの賛同ということを決定いたしました次第でございます。

また、行政の予算にかかわる介入、その点の質問だったかなと、こういうように受

け止めております。その点については、予算のどうのなんて、そんな介入までという
ようなことは毛頭思っておりませんし、今日まで嶋中議員も議員生活の中で一般質問
等々、またそれ以外の要望等々はしてきておられたと私は議員の同士としてそういう
ところは認識を持っております。また、行政の方々については、私たちが委員会を持
ったからとかではなしに、プロでありますので、先ほども申し上げていましたように、
その点は十分な議論も今後またぜひ協議会でもしながら、皆様のご意見も十分に聞
かせていただいて進めていくのが、私はベターではないかなと、こういうように思っ
ております。以上です。

○議長（本田秀樹君） 2番、嶋中まさ子君。

○2番（嶋中まさ子君） 2番、嶋中です。再質問させていただきます。

申し訳ございませんが、議員必携の「常任委員会の権限」という、163ページに「常
任委員会の権限は、調査権と審査権に分けられる。なお、平成18年の法改正により、
委員会における審査や所管事務調査の成果として、常任委員会において所管に関する
事項について議案を提出することができるようになった。委員会が議論・提出する場
合は、委員会の代表者である委員長が案を備え、理由をつけて長に提出する。」という
ように権限も明記されております。ですから、この案件1つひとつは各常任委員会でも
こういったことが取り組めるのではないかと考えます。

また、この次のページには「なお、所管事務の調査は、会議中が原則であるが、個々
具体の特定の事務をとらえて継続調査を行う旨の議決があれば、閉会中も調査するこ
とができる。また、議長の承認を得て現地に出向いて調査することもできる」と定義
されておりますので、今まで体を成していなかったと委員長さんはおっしゃいますけ
れども、だから今こういう常任委員会の委員長になられた委員長さんが、ぜひそこら
辺の責任を発揮して、常任委員会のできる権限を行使していただくよう、各議員に公
表していただければと私はそう考えますけれども、この点はいかがでございませう
か。

○議長（本田秀樹君） 嶋中議員にお聞きしますが、それは3名の委員長ですか。誰
に問うておられますか。

○2番（嶋中まさ子君） 賛同者の委員長さんです。

○議長（本田秀樹君） 9番、西澤久仁雄君。

○9番（西澤久仁雄君） 9番、西澤久仁雄です。今ほど嶋中議員が、ここに書いて

あるようにやってはどうかというようなご意見だったと思いますけれど、先ほども言いましたように、今後の問題である。皆さんがそういうふうに言っていただくのはよろしいけど、今まで何十年もこういうことができてなかったの、常任委員会、常任委員会とおっしゃいますけれど、どこまで常任委員会として、特別委員会をつくった方が私は集中してやれると。それで出したのですけれど、これはいろいろ考え方がお1人おひとりあると思いますけれど、私は常任委員会、言い方は悪いかも知れないけれど、今まで経験者といろいろ考えが違います。それで先ほども言ったように、あまりにも今まで行政と議員と、なぜかと言ったら、総合計画があるからこれをやるのだというような報告だけみたいな形が今までありましたので、常任委員会、常任委員会と言われますけれど、これは新たに出発していいという感じを持っていただきたい。そういう観点でございます。

○議長（本田秀樹君） 8番、河村善一君。

○8番（河村善一君） 常任委員会で検討する、特別委員会であげられていること以外もいっぱいございます。そのことについては当然、常任委員会で検討し、議論し、やっていくことになろうかと思います。

ここにあげられていることにつきましては、非常にスピード感の必要なものについての議題であろうかと思いますし、近々の課題の問題であろうかということで、この必要性を認めて賛成させていただきました。以上です。

○議長（本田秀樹君） 14番、竹中秀夫君。

○14番（竹中秀夫君） 14番、竹中です。各委員長さんにお尋ねということでございましたけれども、先ほど両議会の方が大まかなことはお答えになったと思っておりますので、私はそれと同様とお答えをさせていただきます。

○議長（本田秀樹君） ほかに質疑はありませんか。質疑はダブらないようお願いしたいので。質疑はありませんか。5番、外川善正君。

○5番（外川善正君） 5番、外川善正。質問させていただきます。

私も初めての議員ですし、あまり難しいことはわかりませんが、間違っていれば謝ります。この特別委員会を設置されるにあたり、先ほども若干、常任委員会の中で触れられたと思いますけど、今までの常任委員会があまり活発にできていなかったというようなコメントがありました。この中身を見てみますと、それぞれの部門に属する部分であって、それはその常任委員会の職務権限ということになっていると思うので

す。だから、その委員長さんがこの件に関して、従来の形でどうだったから今回は特別委員会の方に持っていく。またはその常任委員会の中で諮らなかつた、だから持っていくというようなことを2人の方が言われました。私は、その委員長になった方のそれぞれの考え方で、それは前面に出していただいていた方がいいと思います。

でもやはり、そこにはその委員会に属している委員の方がおられますので、そういう方の意見をやはり聞き、そして今までできていなかったことはなぜかということをして反省して、そこに気がついた時点から、やはりこれはこの委員会でやっていこうという前向きなリーダーシップがなぜ取れなかつたのか。そういうような、何でもかんでも、今まで特別委員会というものがあって、安易にそこへ乗せたらいいわというわけではなしに、常任委員会を充実させていくために、我々議員も含め、執行部の方も、共に知恵を出しながら進んでいくのが本筋ではないかと思うのです。

だから、あとの2つにまたがってない特別委員会が設置できないのか、そういうような一定のルールは、見る方の角度によってそれぞれが若干の形が変わってくるわけです。それはそれでまた議論すればいいのですから、私は最初に言いました、その、なぜ委員長の立場におられる方が、いろいろな営みを組めるにもかかわらず、そういうふうな判断をされたのかというのは、私は3人の話を聞きました中で、「諮らなかつた」という河村議員さんにその部分を教えていただきたいと思います。

あとは、それでどうだったかというのは私は問いません。それは個々の議員がその答えを聞いていただいて判断していただければいいと思います。以上です。

○議長（本田秀樹君） 8番、河村善一君。

○8番（河村善一君） 特別委員会を設置するにあたって、このことについて皆さんと、教育民生常任委員会を開いて会議したということはありませんので、そのことについては今申し上げただけであって、幼稚園バスのこととかいろいろなことについては、教育民生常任委員会としては取り組んできたわけで、先ほども申し上げましたように、スピード感の必要なもの、あるいは緊急性の必要なものについては、当然議論していくべき必要があるということでの今回の特別委員会設置についての賛同者になったということでございます。そういうことをご理解賜りたいと思います。

○議長（本田秀樹君） ほかに質疑はありませんか。6番、徳田文治君。

○6番（徳田文治君） 6番、徳田文治です。皆さんが言われたことと重複している部分があるかと思いますが、その点をご容赦願いたいと思います。

○議長（本田秀樹君） 徳田議員、あまり重複すると皆さんあとの方がおられますので、重複だけは止めていただきたいと思います。

○6番（徳田文治君） わかりました。大きな目的は、常任委員会と特別委員会は一緒であると思います。これは先ほど言われました。これは置かせていただきます。

ただし、なぜ常任委員会が設立を愛荘町はされたのか、こういった大きな観点から見ると、やはり活発な意見をこれから今後、全議員が、こんな大きなプロジェクトでございまして、3点とも。皆さん大きな関心があります。なぜ常任委員会を設置しないで進められようとしているのか。

それと、ちょっと語弊があるかも知れませんが、私どもはチェック機関でありますので、執行部に対して介入、意見を聞いたり書面を見せていただいたり、そういうことはできると思いますけど、それ以上の強固な介入があってはならないと私は常日頃から考えているところです。

それともう1点、議員必携とかいろいろな書物を読ませていただきました。特別委員会は、常任委員会と異なり特定の付議事件の審査のために設けられるものであると、いろいろ解釈はあると思いますが、解釈を見ていると、この3冊・4冊の本も熟読いたしました。そういった意味において、こんな大きなプロジェクトであるのに、常任委員会がありながら、それを置き去りにして特別委員会を設置されるに至った、その経緯を皆さんにお聞きをいたします。以上でございます。甚だ雑駁ですけど、よろしく願います。

○議長（本田秀樹君） 徳田議員に言っておきますが、徳田議員の質問は1番最初に嶋中議員がいった質問と重複していると思うのです。先ほど重複した部分でも伊谷議員・各常任委員会委員長さんが答弁をされたと思います。ご理解はできてないということですかね、答弁に対しては。同じ質問だったと思います、設置についてとか、そういう諸々については。予算執行についても、嶋中議員がそういう部分についても質問をされて、提出者についての答弁をいただいたと思います。

○6番（徳田文治君） 6番、徳田文治です。議会としてやはり対策上これか必要なものであったかという、この1点だけをお聞きします。

○議長（本田秀樹君） ということは、議会に必要であるか、ないかということの答弁だけで、それは誰にということですか。

○6番（徳田文治君） 伊谷議員にお伺いします。

○議長（本田秀樹君） 1番、伊谷正昭君。

○1番（伊谷正昭君） 今の質問に対してですけど、先ほども私が申しあげましたように、今日まで各常任委員会が設置をされて、いろいろな協議・議論をされているところではありますが、言い方は悪いですけど、今までそういう活動ができていなかったと。これをこの部分だけとらまえて特別委員会を立ち上げてやっていきたいというところで提案をさせていただいたわけですが、さらに現在も議会改革特別委員会とか同和対策特別委員会が現に設置をされておりますが、これが各常任委員会で、

○議長（本田秀樹君） 伊谷議員、徳田議員が今回の特別委員会の設置は、議会が必要であるか、ないかという質問なんです。答えはもう、あるか、ないかという答えだと思うのです。

○1番（伊谷正昭君） 当然、議員として必要であるということで提案させてもらっています。

○議長（本田秀樹君） わかりました。ほかに質疑はありませんか。12番、瀧すみ江君。

○12番（瀧すみ江君） 12番、瀧すみ江です。私は、常任委員会の改選前、そして改選後、教育民生常任委員会に所属しておりますので、教育民生常任委員会としては、休会中の委員会活動、給食センターが稼働すれば各学校に視察に行き、も声を聞き、そういう活動、そして先ほど河村議員も言われましたけれども、幼稚園バスの使用料について、そういうことも3回・4回となく協議してまいりました。そういうことで、常任委員会が今まで機能してこなかったのではなくて、やはりやる気があればできるのだ、そういうことが言えると思います。

その点について、河村議員、先ほど答弁を言われましたけれども、今までのこの活動についてどのように評価されているのかどうか。特別委員会でここに書いてあること以外のことを両委員会でやればいいと河村議員もおっしゃいましたけれども、この中に書かれていることは、今までやってきたことと同じ位置でとらまえれば、それでいけることではないかと思えます。これは私の意見ですので、そういうことで質疑が重ならないようにと言われましたので、先ほどの河村議員に対する質疑が1点です。

そして、この中の①②③とありますが、①と②というものは結局、公共施設用地についてのことで、配置・運営・効率等の向上策を含めた有効的な活用整備の方向性を検討すると③に書かれていますので、①と②は分けてしまっている、この中に

入ってしまうのではないかと思いますので、その点について提案者の伊谷議員にお聞きします。

なぜこのようなことを言うのかと言えば、最後の部分は結局、皆さんやられましたけれども、決算の中の財産に関する調書、これが載っています。この部分についてすべて関わってくることになります。先ほど伊谷議員が認めておられるように、常任委員会の存在意義にもかかわってくるのだと思うのです。

そういう意味で、全部のことに関わってくるとなったら、結局、常任委員会で何をやるのかなというふうに思いますので、そういうふうになると思います。これは私の意見ですけれども、それで、2点目は①と②は③に含まれるのではないかと、どうでしょうかという質疑を伊谷議員にお願いします。

それで、議員必携を皆さん持ち出されますし、これが一番の基礎だと思いますが、新しい方ですけれども、先ほど徳田議員も言われましたが、結局特別委員会の権限というのは、168 ページに（1）から（4）まで4つあります。議会の議決によって付託された特定の事件の審査と調査というのが（1）と（2）にありますね。そういうことで、「特定の事件」というのは、町のすべての施設用地というのは「特定の用地」に入るのかどうかということをご提案者にお聞きしたいと思います。

特定の事件なんですから、そのことを特別委員会をやる権限があるわけです。すべてでしたらどうなるのかということです。

あと、169 ページにあります。ここは提案者・賛成者が読まれたかどうかわかりませんが、169 ページの上の段の最後5行目ですが、議案等が付託される委員会は、通常は所管の常任委員会また議会運営委員会であるが、事件の所管が2以上の常任委員会にまたがる場合、その所管常任委員会が不明確である場合、また事件の内容が複雑で政治的要素等があつて常任委員会への付託が適当でない場合は、議員の合意または議長が議会運営委員会に諮問し答申を得て、特別委員会を設置してこれに付託することになる。」と書かれています。

そういう中で、皆さん、議員必携というものは基礎にされているわけで、ここでは通常は所管の常任委員会に付託されるというふうになっていますので、これについてのどのような見解を持たれるのか。これは提案者・賛成者すべてにお聞きしたいと思います。こういうことで、結局、この権限が、特別委員会のここに書いてある「事件の所管が2以上の常任委員会にまたがる場合」とか、こういうことがここに規定されて

いるわけですね。特別委員会を設置する時は。そして、特別委員会の権限というのは、先ほど言いました特定の事件の審査ということになれば、この内容というのは議会運営上、それに適正なのかどうかということが問われると考えますけれども、そのことについての見解を提案者に求めます。以上です。

○議長（本田秀樹君） 瀧議員、質問は4点でよかったですか、5点ですか。途中分からなかったもので、4点でよろしいか。

○12番（瀧 すみ江君） 言ってみてください。

○議長（本田秀樹君） 8番、河村善一君。

○8番（河村善一君） 私、一番最初に質問を受けましたので、そのことについてになるかわかりませんが、幼稚園バスについては教育民生常任委員会に付託され、それについては皆さんに何度も寄っていただいて、活発に議論し、まとめてさせていただいたような報告もさせていただきました。そのことは当然、皆さんのご活動については敬意を表したいと思っております。

ただ今回、先ほどから私が思っているスピード感と、前回の時に思い出すのは、こう言うと何ですけど、外川議員が給食センターについて議論しなかったのではないかと、なぜもっと日程を置いてやらなかったかというようなご質問がありました。緊急性を要する問題については、やはりこの特別委員会を設置して調査・研究し、報告を求めていく必要があるのではないかなということを思って賛成させていただきました。賛同させていただきました。以上です。

○議長（本田秀樹君） 1番、伊谷正昭君。

○1番（伊谷正昭君） 先ほどの瀧議員の質問なんですけど、提案理由の中で、町立の保育園・幼稚園、それと警部交番跡、同じということをおっしゃっていたのですが、先ほど河村議員もおっしゃっていますように、これは前回の一般質問、また町長の答弁にもございましたように、早急に対応していく必要があるかと思っておりますので、あえて分けて議提を出させていただいたということになるかと思っております。

それと何回も繰り返すようですが、これも反復ではありますが、特別委員会の設置ということで、先ほど2つ以上の常任委員会の所管に属するとかいうようにおっしゃっていましたが、現実、特別委員会なりそういうものが設置をされておりますが、それも拠点は議会改革特別委員会でも総務常任委員会とか、重なるのですけれど、それはあえて現の常任委員会の受け皿と申しますか、そういうことになると思っております。

ので、答弁になってないかもわかりませんが、受け皿だということに現実なっておりますので、別に支障はないというふうに考えております。以上です。

○議長（本田秀樹君） 瀧議員、①と②の部分、先ほど提案の①と②が重複するのではないかと。それは③に含まれるのではないのですかという質問だったと思うのです。①と②が③に重複するのではないのですかという質問だったと思います。それと、特定の事件に値するのか、しないのかという質問もあったと。この2点を伊谷議員に聞きたいと思います。

○1番（伊谷正昭君） ①の保育園と交番とは全然、提案させてもらっている内容は違いますので、違うということで、あえて分けさせていただいたところですよ。

○議長（本田秀樹君） 議員必携の168ページ、特定の事件に値するのか、しないのか、そういう部分だったと思うのです。

○1番（伊谷正昭君） 特定ではないというふうにおっしゃっているんですけど、今回、私が言いました3つを分けさせていただいたことですので、特定というふうに解釈をしております。

○議長（本田秀樹君） 15番、辰己 保君。

○15番（辰己 保君） 15番、辰己。重複することは好ましくないということですが、当然、質疑の流れとしては重複するということを前もって言っておきます。

まず提出者にお尋ねすることは、この特別委員会の設置に対して、私は9月4日の本会議最終の行政議案、行政から提案された議案の最後に、休憩および全員協議会が開かれた。そうした中に、その全員協議会の協議の中で私は今質疑がなされたような大本をお尋ねを申し上げ、また指摘をし、議長がその時に「勉強させていただくので時間がほしい」ということでありました。

今日改めてその点で勉強をしていただいて、なおかつここで特別委員会の設置議案が提案を許可されたのだというたぐいでお尋ねをいたしました。そうした時点の流れを見てみると、議長からの諮問を受けて議会運営委員会で協議がなされたのかどうかということがまず1つであります。

そして、特別委員会に付議される案件問常任委員会での所管事務、それについての考え方は一定述べられました。愛荘町における今日までの問題提起、それ自体は否定もしませんし、だからスピード感が要るのだということ。スピード感の必要なものを特別に協議するという、あたかも特別委員会を設置できるかのごときの弁論をしてい

る。しかし、期間は要するに任期いっぱいまでやる。いったい、このどこにスピード感があるものなのか。

要するに、今の答弁を聞いていると、そのスピード感という意味は、何か問題が起こったら特別委員会で取り上げて、協議をするのだ、調査をするのだ。ややもすれば各常任委員会・特別委員会に付権されている調査権・審査権を行使するということにつながっていく。どこにスピード感があるのか。スピード感、スピード感と言っているし、私はおかしいと思います。じゃあ、スピード感の経験はもうこの議会はしています。教育民生は、特にその委員会活動をしているわけです。先ほどの答弁もありました。

また、偽装請負については教育委員会と一体にそうした所管の、管轄の省庁と言いますか、そこまで行ってまで勉強会をして答えを導き出した。これこそスピード感がある対応ではないですか。それをこんなに列挙して、どこにスピード感があるのか。

しかも、これが委員長をしている、伊谷提出者に関係なく、委員長という人たちが賛成者になっている。じゃあ、そこでお尋ねします。今答弁をなされた現委員長、今までの常任委員会は活動ができていなかったのか、委員会活動をしていなかったのかというふうな話です。

じゃあ、竹中委員長、あなたに対して指摘されているわけです。委員会の仲間が、委員長の仲間が、竹中委員長に指摘されているわけです。

じゃあ、議長、副議長、あなた方も委員長の経験者です。私も委員長の経験者です。議会全体を統治する議長までさせていただきました。ということは、今までやってきた現委員長さんがそうした批判をされた。今までの委員会活動は不十分だと、やっていないと。それに対して委員長職をしてきた人たちがまず答えなければならないはず。そうした協議をしてから、どうであったのかということが問われるべき。

申し訳ないが、正副議長に対しては答弁権がないので答えてはいただけません。しかし、議会運営委員会で協議をされたのだったら、そうした協議がなされていないということは、私は疑念を抱きます。それは私の考えを披歴いたします。

そうしたことをしっかりと抑えたいうえで、じゃあ、現委員長さんが委員会活動、今まで何も発言が出ない、そうした弱点を見出したならば、現委員長さんは一歩前に出て、一歩先を進んで、どうしたテーマを持っていけば常任委員会で協議ができるのか、資料を用意し、いろいろな工夫をして、委員さんの意見をいただける委員会にしてい

ただればいいわけです。じゃあ、そのテーマは今ここに載っています。このテーマでいいじゃないですか。十分ですよ。このテーマでしっかりと委員会に「どう思いますか」と、資料を出して「どうですか」と、資料がなければ行政に資料提出を求めていく、手続きを踏み。そうしたことに対して私は、今までの答弁を聞いている中で、スピード感の問題と、これがどこにスピード感があるのか。

もっと拡大解釈すれば、提出者にお尋ねします。答弁された中に、「スピード感を持って」と言われました。ということは、この目的の中に公共施設等の有効活用に関する調査・研究と記されています。結果としてスピード感を持つには、その言葉をもって、ものすごくこういうものを①にあげていても、全部抽象的。特別委員会を設置するための特定の事件ではないわけです。ものすごく総称しています。総称しているということは、自分たちの解釈でスピード感を持って問題を取り上げてしまうという、こういう危険性をはらんでいます。ですから、特別委員会における特定の事案というものがどういうことなのか。その認識についてお尋ねをいたします。

そして、各委員長さんには、当然同じことにはなるのですが、しかし、改めて私は、いろいろな議員必携をもっと頑張って勉強して、全議員が資質の向上に努めようということで、私はそういう意味では良い材料でありますし、否定をするものでもないのです。でも、常任委員長としての職責をどのように果たされるのか。この特別委員会を設置し、特別委員となられた立場で、常任委員長という職責と、これをどのように果たしていかれるのか。これについてはしっかりと答弁いただかなかつたら、とてもこの案件について賛同できるどころか、とんでもない話です。

○議長（本田秀樹君） 暫時休憩します。まだ質問等たくさんされる方おられますか。時間もだいぶ進んでいますので、辰己議員以外に質疑される方は、長くなりますか。では、暫時休憩します。再開を2時とさせていただきます。

休憩 午後12時50分

再開 午後 1時58分

○議長（本田秀樹君） それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。

1番、伊谷正昭君。

○1番（伊谷正昭君） 先ほどの辰己議員の質問に対しまして、提出者としてお答えをさせていただきたいと思っております。

質問の中で「スピード感」ということをおっしゃってましたけど、これは個々のモ

チベーション・考え方でありますので、そのことでスピード感ということをおっしゃっていただきます。以上です。

○議長（本田秀樹君） 暫時休憩します。

休憩 午後1時59分

再開 午後2時00分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、伊谷正昭君。

○1番（伊谷正昭君） 今の質問に対しては、議長からの発言ではございません。

○議長（本田秀樹君） 14番、竹中秀夫君。

○14番（竹中秀夫君） 14番、竹中です。先ほど辰己議員からお尋ねがあったこと、大まかに2点ではなかろうかなと思っております。

その中で、委員長として委員会の活動ができていないということが大まかな1点ではなかろうかなと。そしてもう1点は、特別委員会としての職責、これはどうなんだという意見ではなかろうかなと思わせていただきます。

委員長としての活動、これについては産業建設常任委員会といたしましては、私ほか委員4名の方々の十分なお理解、また日頃のご意見等々を聞きながら活動をしてきたと、こういう認識を今日まで持ってきたわけでございます。

そういった中で特別委員会の職責という、これも今後はつながっていくのではなかろうかなと思っております。これにつきましては、私は先ほどどなたかの質疑の中で答えたかと思いますが、この文面を十分に自分なりに精査をして、これであれば今日までの議員活動、また今後の町をいろいろな角度から見ていく中で審査等々をやっていくのは、研究ですね、決して深入りはしない。それには、先ほどから申し上げていますように、各常任委員会がどんとして日頃から活躍をしているというようなことも十分に認識をしておるわけでございます。

そういう中で、1点、私は関連というか間接でございませぬけれども、議会改革委員会の特別委員会の設置のもと、私も残された1年の中で前任者のあとを引き継いで入らせていただいた1人でもございませぬ。そういう中で、これも総務委員会の所管ではなかったのかなと。そういう中で辰己議員が言われるように、委員会の活動ができていないのかとか、そういうような中を勘案しながら、決して委員会の活動はできていないとは私は思っておりませぬ。

そして、前回の検査特別委員会の時でも、総務の委員長、今の議長が総務委員長であったかなど、こういうふうに認識をしております。その時も、この検査に入るまでに1回・2回と委員会で協議をされたというような中で、私はその時に総務委員長にも、進言ではございませんけれども、同じ議員として総務の委員会の中で十分に協議して進めていくのがよいのではなかろうかなど。しかしながら、3回目の時にはだれからも意見が出ない。総務委員長が当時申されたのは、これでは特別委員会の設置をしていただくしかしようがないと、こういうようなご意見も委員の皆さん方の前でも発言されたことを十分に今も思い出すわけでございます。

こういった中で、決して各常任委員会の皆さん方も活躍ができてないというようなことを私は毛頭思ってもおりませんし、今回のこの設置に関しては、ひな型にもございますように、調査・研究と、決して執行部に深入りしていくものではないと私は認識いたしております。

そういう中で、各委員会なり、また全員協議会なりおろしていく中で、各議員さんならびに執行部の皆さん方の意見を聞きながら、しいては何かというと、町をよくする、これは皆さん認識の一致の中ではなかろうかなど私は思っております。そうした中で今回の辰己議員のお尋ねになった件は、縷々申し上げることはありますけれども、簡単でございますけれども、答弁になっているか、ならないかは、これはご本人の判断にお任せして、答弁とさせていただきます。

○議長（本田秀樹君） 8番、河村善一君。

○8番（河村善一君） 私もスピード感という話を言いましたので、ここの議題にあげられている町立保育園、町立図書館、つくし保育園、愛知川幼稚園の問題、あるいは愛知川警部交番、あるいはすべての公共施設、町営住宅跡地の問題、新しい町営住宅ができてからも非常に遅々として進んでいないことについて取り組みたいということで、スピード感というのはそういう意味での、先ほど提出者が言われましたように、個人のモチベーションで考えてきたということで思っております。

今まで私どもも取り組んでまいりましたけれども、また各教民の委員の方からも意見も出ておったかもわかりませんが、この問題については重要な課題であるということを考えてとらまえておりますので、答弁といたします。

○議長（本田秀樹君） 9番、西澤久仁雄君。

○9番（西澤久仁雄君） 9番、西澤久仁雄です。先ほどの辰己議員からの質問、常

任委員長の職責はとかいう質問だったと思っています。

委員長は提案もし、音頭をとるといふか、集約しないといけません。それが肝心な仕事だと思いますけれど、委員の皆さんからのご提案を受けながら運営していく、協議していくというのが委員長の職責かなと思っていますので、委員長が100%どうのこうのというのではなしに、委員の皆さんのご意見を聞きながら委員長がまとめていくというのが私の見解でございます。

○議長（本田秀樹君） 15番、辰己 保君。

○15番（辰己 保君） 15番、辰己 保。今、先ほどの質疑では、議長の諮問として協議をしていただいているのかということについては、議長の諮問ではないということでありました。

そして、スピード感のある対応についても、それは個々の認識の違いということで、いかにその特別委員会の設置に関する認識の違いがあるということを答弁をはっきりと言われました。

そして、常任委員長の職責と特別委員を兼ねるといふことの意味、要するに整合性の問題であります。ですから、これについては、はっきり言って3常任委員長とも答えられていないと思います。職責を果たすという点においては、西澤委員長が言われたように、当然、委員の皆さんのご提案や、委員長を含めて委員が一丸となって、その所管事務について協議をしていくという姿勢が必要であります。その点ではそのとおりだとは思いますが、それをリードしていくのが委員長の職責であると。

要するに、何が言いたいのかと言えば、この特別委員会の設置の付議項目が、これが委員長の一步先を進む仕事なんだということです。だから、これが職責に当たるのです。それを投げ捨ててしまえば、私は職責を果たしたことにはならないのではないかとというふうに不安と疑念を抱くわけです。

まだ質問というわけではないのですが、確かに縷々皆さん述べられました。竹中委員長については、当然、提出者また賛同者の中からそうした今日までの委員会活動のあり方に対して揶揄する発言があったわけです。賛成者の一員である竹中委員長は、しっかりと答えていただいている。私の委員会では委員の皆さんの十分な協力をいただいて委員会活動を全うしていると。まさに正論だと思います。

そうしたすべての答弁を集約すると、では、提案者のお尋ねをいたします。議長の諮問として協議をしていない。ということは、任意で協議をなされておること

に考えていいのでしょうか。

なぜこのことを聞くかと言えば、委員長さんが寄って、皆さん委員長の立場で答弁をされたり、委員長としてこの提案に対する説明をされたり、質問に対して答弁の中でそうした答弁をしています。ということは、議会運営委員会の協議事項としてされているというふうに私は当てはまると思います。

じゃあ、議会運営委員会の権限の中で何をするのか。事務に関して 18 項目ほどあります。そして、議長の諮問に対して 8 項目ございます。調査権や、そして審議権は議会運営にかかわった調査権と審査権があるわけです。確かに、譲らせていただいて、こうした委員会を設置するのも、議会運営委員会で協議をなされてもいいかも知れません。すべてが悪ではないわけですから。されたという、そういう価値のその他事項についての協議をしたということを、譲らせていただいてそこを尊重させていただいたとしても、この設置においては、議会運営委員会においてはできるだけ全議員に周知をされること、議員必携を読まれたのだったら書いてあるはずですから、こうした問題提起があるということは、これを全協で審議をし、自由討論を行って、そしてなおかつ特定の事例、要するに付議案件がこれだというふうに絞り込んだ時に初めて特別委員会が議会の総意として成立すると思います。

よく議会改革特別委員会をチラチラと出していただくのですが、これは行政機関に対して特別委員会を設置しているわけではないのです、議会改革は。議会自らがどのような議会をつくり上げようかという、議会自らが協議していきましょう、でも全体では協議できないので、特別委員会を設置して少人数で、1 つひとつについてどういうふうな議会活動が必要なんだろうということを絞り込んでいますから、今の特別委員会の設置の運営と議会改革特別委員会と混同して議論をしていただくことは好まないと思っています。あくまでも議会改革は議会のことについて、議会自らが協議をしようという提案であります。

ですから特別委員会、今言いましたように諮問を受けていないのが議会運営委員会で協議なされたなら、議会運営委員会という権限はどこまで持っておられてされたのか。持っておられてされたのなら、なぜ全議員に周知をしようということに、確かに 30 日にされて、質疑があって、そして 4 日に周知するための議論をしました。あの時も問題があって今日に来ました。今日でもなおかついろいろな角度で見ても、常任委員会と特別委員会の整合性が見い出せてない。しかも皆さん、提案者の方、また賛

成者の方、常任委員会で十分活動している、常任委員会で協議をしていたけど不十分だった、委員さんの協力がもうひとつ疑問を持つというふうな答弁であったと思うのです。ならば、私は常任委員会をもっともっと、それだけ問題意識を持っていただいているのでしたら、常任委員会をどういうふうにもっともっと活性化するのか、そちらに傾注をしていただきたいというふうに思うわけです。

なぜこんなことを私自身が言うのかと言えば、職責はどうなりますか、職責は果たしています、でも、今言ったようなことを整理していけば、職責を放棄したことにつながるのか。重大な問題になってきます。皆さん、よくしたいなと思って提案をしていただいているのです。しかも、内容・中身はいいのです。でも、特別委員会で取り上げてしまうと、結論が違った方向にいく。常任委員会活動を尊重しつつ、実際は常任委員会活動を形骸化していく。しかも、この期間が任期満了までやってしまう。大変なことを提案なされているということです。

じゃあ、そういうふうに言った時に、委員さんを否定したり、しかも任期満了まで議会の議員さん1人ひとりの活動を制約していくことを今提案されている。ということは、議員1人ひとりには住民さんの負託を受けて議員になっているのです。その活動を取り上げてしまうことに通ずるのだということも認識をお願いしたいと思うのです。

ちょっと飛躍した言い方ですけど、こういうことを整理してまとめてくれば、議会の存在そのものも否定していることになりはしませんかというふうな疑問を呈さざるを得ない。ですから、考えておられること、提案なされていることは何ら否定される問題ではありません。でも、こういう形をとると結果としてどういうことにつながるのか。そこを十分斟酌していただいて、次のステップに進むための、我々自身の契機に、もっともっと向上しようという、いわば問題提起だと私は思っています。

ですから、問題提起は非常に大事です。だから、そのこと自体には全然否定もしません。でも、今あるところでやれることをやっていくことが大事。提案者の伊谷議員さんに、今やっていることが大事ではないのか。やれる部署で、それでなおかつ不十分なら全議員で考えていけば、議会運営委員会が考えていただいたのだったら、しかも委員長さんみんながその問題意識を持っていただいたのだったら、全協でそのことを周知していただきたい。周知すれば、特別委員会の設置項目が、付議案件がもっともっと絞れたかもわからない。

だから、本当に大事な問題提起だと思うのです。ですから、私は今一度こうしたこ

とを申し上げて、提案者には答弁をいただくわけですが、そうした問題に発展する恐れがあるので、今一度みんなで協議をしようではないかということ、私は質問と同時にご提案を申し上げたい。まだ否決をするのではなのです。議案が出ました。議案が出たら質疑応答をしているのです。その段階です。ですから、私は今一度、こうしたいろいろな角度で議論をしていただく。そのことを申し上げて提案をしたいのですが、提案者のお考えはどうでしょうか。

○議長（本田秀樹君） 1 番、伊谷正昭君。

○1 番（伊谷正昭君） 1 番、伊谷正昭です。今の辰己議員の質問の1つとして、「議長の諮問ではなく」ということを申し上げたのは、これは私の方の提案を議会運営委員会にかけていただいて、この提出をさせていただいたものですし、審議をさせていただいて提出をさせていただいた経緯でございます。

それと、先ほどからおっしゃっていることが縷々ございますけれども、8月30日に全員協議会において、公共施設とは何かということで縷々提案説明をさせていただきました。その時、各議員においても意見・質疑は一切ございませんでしたし、私の方は皆さん方の理解を得られたものと解釈しておりました。しかし、今日、いろいろな意見なり質疑をいただいて、こういう議論・意見の場は果たして今までなかったのかなというふうに、こういう議論を重ねて、議員同士がいろいろな討議ができたことは本当に嬉しいことですので、それを感謝申し上げ、ぜひ賛同をいただきたい、こういう意見でございます。以上です。

○議長（本田秀樹君） 1 5 番、辰己 保君。

○1 5 番（辰己 保君） 1 5 番、辰己です。今言われたように、本当にこうした議論がいざとなれば議員個々は、個々の議員さんは本当に重大な問題としてとらえた時には、活発な議論ができるのだということを証明したと思うのです。であるならば、常任委員会活動もこうした位置で活発な議論ができるのだということを、私はこの本会議場で証明したと思います。

ですから、特別委員会を設置しなければならないというには結びついていかないだろうと。逆にこの議論を通したからこそ、皆さんが改めて行政事務についての集中度、そうした関心を引き起こしたという、議員としての姿勢がどうあるべきか、そうしたところまでこの議論を通してできたのではないかというふうに思っています。

それで、やはり徹底的になってくるのは、改めて聞くわけですが、委員長という職

責の全うが、こうした問題について結果として職責の放棄に結びつかないかどうか、これについてのご見解、突き詰めていけば議会の委員個々の活動が制約されることによって、議会の存在そのものが問われてこないかどうか。これが2つ目の見解を求めるところであります。

そうしたことから見て、私は本当に議決をするよりも、今一度継続的に協議をしていくということを再度進言させていただきます。

○議長（本田秀樹君） 1番、伊谷正昭君。

○1番（伊谷正昭君） 先ほど来から何回も申し上げておりますので、もうこれ以上お答えをすることもなくて、先ほどおっしゃった任期いっぱいまで議会被侵されないかというふうにおっしゃいましたけれど、それはないというふうに考えております。

何回も繰り返すようですが、こうしていろいろな意見を言っていただいて、皆さんの意見をいろいろ頂戴いたして、今後の議会活動を特別委員会を通じて進めさせていただいたらどうかということで、なお対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（本田秀樹君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（本田秀樹君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。15番、辰己 保君。

○15番（辰己 保君） 15番、辰己。公共施設等あり方に関する調査・研究特別委員会設置する決議に対して、反対を申し上げます。

特別委員会の設置であります。当然、議員個々の立場から考え方を示し、そして常任委員会と今考えておられる特別委員会設置と、それにおける付議案件、そうしたものの整合性、それを私にははっきりと委員長の答弁から明確にその違いというものができる、やれる、その言葉であって、根拠的なものは示されずに「できる」ということを言っておられますし、同時に、常任委員会活動で十分やっていけるということのお示しもされています。

そうしたことを前段に置いて、今回の特別委員会の設置における付議案件が、やはり我々議員活動、委員会活動、議会活動、そうした全般におけるそれぞれの権限に対する整合性、要するに各々が形骸化をしてしまうことを設置することになるのだと。そうした重要な事案であるということ。これについてはやはり、これが設置されれば

重大な責任を負うことになるというふうに思います。

確かに議長の諮問ではないと、議会運営委員のメンバーとしてご提案をなされたということでもあります。しかし、それを今言うように議長自らも全員協議会で回答していただいたように、特別委員会の付議案件に対する権限として、常任委員会の調査権・審査権が制限を受けるということは明確になっています。

そうした中で議会運営委員会がそうしたことを協議し、議会運営委員会という権限で全議員にも周知を図るということなしに議案として議論の集中を図られたということは、やはり議会運営の手続き上どうであったのかということについてはご指摘を申し上げておかなければならないと思います。

同時に、そのことは議会運営委員会が特定の付議案件を調査・研究するということにも通ずる。何を言いたいのかと言えば、各常任委員長がそうしたところで参画すれば、常任委員会の常任委員長としての職責をやはり疑われるし、職責の放棄に通ずるということも、私たちはその観点・視点をしっかりと持っていなければならないということになります。

これについても一言言っておきますが、やっつけという、やれるという言葉しかいただいてないわけです。議員必携などからやれる、職責は果たせるという答弁ではなかったので、あえてそういう言い方をさせていただいておきます。

それで、やはり、たびたび言いますけれども、議長としても全体の自らがそうした権限の制約が生まれてくるということを知りながら、結果としてこうしたものに対して設置の方向での自覚をされているということについても懸念を、また問題提起をしておきたいと思います。すなわち、こうした議会そのものの存在意義が問われる問題、委員会活動の存在、またそのものが問われる問題、このことを肯定すれば、議会そのものを否定したことに通じる。まさに私はこれを提案されたり、これを審議されてこうしたところに至ってきたことにおいては、やはり厳しい態度で問題を自戒と言いますか、自問自答をしていただきたいというふうに思います。

いずれにしても、こうした付議案件の取り上げ方は、結果としては行政に通ずるもの、議会を知っているもの、議会が何を、議会の権限で特別委員会の設置ができるとは言え、やはり中身においては十分な思慮、斟酌をしていく中で、その結論を持つべきで、それをもし通したとすれば、私は町民から失笑されると言いますか、嘲笑される事態に陥るだろうということで、やはりこれは設置すべきでないということを強く

申し上げて、反対討論とさせていただきます。

○議長（本田秀樹君） ほかに討論はありませんか。11番、吉岡忍ミ子君。

○11番（吉岡忍ミ子君） 11番、吉岡忍ミ子です。議提第7号、公共施設等あり方に関する調査・研究特別委員会設置する決議に、賛成する立場から述べさせていただきます。

地方自治法第110条第1項に、「議会は、条例で特別委員会を設置することができます。」と規定されております。特別委員会の設置は、愛荘町議会委員会条例5条に「特別委員会は、必要ある場合において議会の議決により置く。」規定されております。

本来、各常任委員会を設置している愛荘町議会においては、それぞれ所管が定められているので、あえて特別委員会を設けなくても済むはずであるところですが、現実論、他町においても設置されているところが多くあります。

そのわけといたしましては、事件の内容が多方面に及んでいるので、1つの常任委員会では合理的、また効率的な審査が困難であるとも思われます。

特別委員会を設置することにより、反面、各常任委員会の事務は当該設置期間中、各常任委員会から一定期間の移管をされることになるので、常任委員会の存在論にも及ぶとあるが、今日までいろいろな特別委員会が設置されていた。一定の期間移管されるが、各常任委員会では協議・議論ができていないところであり、常任委員会について報告ができるのであります。

また、特別委員会の協議・開催内容については、原則として全議員が傍聴できる。現に議会改革特別委員会、また同和対策特別委員会が設置されているが、各常任委員会が伺ったことはありません。本来、議会改革特別委員会は総務常任委員会の所管であり、総務常任委員だけではなく特別委員会の設置にあつてあらゆる議員の意見を聞き、協議していただくことで、特別委員会の本来の目的が達成できるものと考えます。

さらに、行政執行機関においては、過去の事業計画を議会に途中経過の説明・提示もなく、発注直前の計画説明で行政執行機関の事業執行の事例が多く見られます。今日までの全員協議会では、執行部からの事業報告だけで終始、つまり事業着手の時に報告だけで、各常任委員会では事業検討・予算執行の提言などされていないのが現状であります。

今回の公共施設等あり方に関する調査・研究特別委員会設置は、付議案件つまり町議会の決議によって定められた町政の特定の問題について、調査・研究するため設置

するものであります。将来の愛荘町の公共施設・用地有効活用の方向性を調査・検討するとされております。以上をもちまして、賛成討論といたします。

○議長（本田秀樹君） これで討論を終わります。

これより議提第7号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（本田秀樹君） 賛成多数です。よって、議提第7号 公共施設のあり方に関する調査・研究特別委員会設置については、原案のとおり可決することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後2時34分

再開 午後3時11分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お手元に配付いたしました追加議事日程のとおりです。

お諮りします。ただいま選任1件・報告1件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、選任1件・報告1件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎選任第7号

○議長（本田秀樹君） 追加日程第6、選任第7号 公共施設等あり方に関する調査・研究特別委員会委員の選任についてを議題にします。

お諮りします。公共施設等あり方に関する調査・研究特別委員会委員の選任については、愛荘町議会委員会条例6条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、選任第7号 公共施設等あり方に関する調査・研究特別委員会委員の選任については、お手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

◎報告第11号

○議長（本田秀樹君） 追加日程第7、報告第11号 公共施設等あり方に関する調査・研究特別委員会の委員長・副委員長の報告についてを議題にします。

お手元に配付しました名簿のとおり特別委員会で互選されましたから、報告いたします。

○議長（本田秀樹君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午後3時13分

再開 午後4時57分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ここで、本日の会議は議事の都合によりあらかじめ延長を行います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後4時57分

再開 午後5時47分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お手元に配付いたしました追加議事日程のとおりです。

お諮りします。ただいま議提3件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、議提3件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎議提第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 追加日程第8、議提第8号 愛荘町議会議員定数条例の制定についてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。14番、竹中秀夫君。

○14番（竹中秀夫君） 愛荘町議会議員の定数を定める条例の制定について。上記の議案を、愛荘町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成24年9月21日

提出者 愛荘町議会議員 竹中 秀夫

賛成者 愛荘町議会議員 森 隆一

賛成者 愛荘町議会議員 西澤久仁雄

賛成者 愛荘町議会議員 吉岡 忍ミ子

賛成者 愛荘町議会議員 河村 善一

愛荘町議会議長 本田秀樹様

愛荘町議会議員の定数を定める条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により、愛荘町議会議員の定数は、14人とする。

付則

1. この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

2. 愛荘町議会議員の定数に関する告示（平成17年3月25日愛荘町告示第29号、秦荘町告示第15-1号）は前項により告示された前日をもって廃止する。

愛荘町議会議員定数条例の制定についての提案理由の説明をいたします。愛荘町議会議員定数条例の制定について、提案理由の説明を行います。

平成23年3月議会で、議会基本条例の制定に取り組むため「議会改革特別委員会」を設置し、議会に関する見直し・検討を進めているところです。

その一環として本年4月から5月にかけて「町議会に関する町民アンケート調査」を実施しました。その中の議員定数に関するアンケート結果は、「多いが45%と、妥当である・増員すべきの38%」を上回っています。

また、愛荘町の現在の1議席当たりの人口は、1,313人となっております。一例ですが、近隣の東近江市では4,465人となっており、1議席の重さに3.4倍の格差が生じております。逆に言えば、愛荘町は3.4倍の議員数となっていることとなります。日野町においても平成23年、議員定数を16人から14人に削減しています。議会自らの判断で議員定数削減に取り組む姿勢は、町民の意向に沿うものであり、評価されるものと考えます。しかし、定数を削減すれば、議員の資質が自動的に向上するものではなく、今求められているのは、議員自身が人格の向上に努め、自ら切磋琢磨し資質を高める意欲のある人材です。

このようなことから、議員定数を2名削減することにより、議員報酬など約800万円の削減ができます。なお議会の活性化や議員の質の向上が図れること、また、財政

事情の厳しい状況を勘案して、現行の「愛荘町議会の議員の定数に関する告示」の定数であります16人から、2名を削減し14名とすることを提案するものであります。

どうか皆さん方の慎重なご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（本田秀樹君） 1 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。12番、瀧 すみ江君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江。今提案されました愛荘町議会議員の定数を定める条例についてですが、全協でも申し上げたことですが、今ここにも提案理由の説明に載っていますけれども、「町議会に関する町民アンケート調査」を実施され、これは何のためにされたかと言いますと、議会基本条例をつくるためにされたものです。そして、このアンケートの結果について、協議もまだされてはいません。議員全体の協議も、定数削減についてされてはおりません。

このような中で、議員全員で協議をして定数について考えていくなれば、私は個人的には定数削減には反対でありますけれども、議会の総意となるなら、賛同もやぶさかではないとは思いますが、まだそれができてないということで、この議案が出るのがもう少し時期尚早なのではないかと思えます。

何の協議もされてない中でこのようなことが通っていくのは、賛成が多ければいいというものではないと思えます。ですから、この辺の見解について提案者に答弁を求めます。

○議長（本田秀樹君） 14番、竹中秀夫君。

○14番（竹中秀夫君） 瀧議員の質問にお答えをいたしたいと思えます。

大まかに言いますと、改革委員会ができています中で、この定数については協議がなされていないと、こういうことではなかろうかなというふうに受け止めさせていただきました。

これにつきましては、先ほどの全員協議会でも申し上げておりますように、18年2月に合併をいたしまして、その合併までいろいろな定数につきましてはすり合わせ、秦荘町と愛知川町と両町あわせてすり合わせをしたということで、当時、20名がいいだろう、18名がいいだろうと、16名、14名というような協議をなされてまいったところがございます。そういった中で、16名で合併からスタートしたわけがございます。

そういう中で当時から定数を、合併以後、先ほど申し上げましたように、20年9月4日、全員協議会で私が議員の削減をしてはどうかと、当時から非常に財政難等々

を鑑みながら、定数の削減を述べさせていただきました。

また、20年11月12日、定例全協の時にこの件につきましても再度、全協の場で申し上げたようなことをございます。その時も、ある程度の理解はしながらでも時間をかけて十分に議論をしていってはどうかというようなことでもありました。

縷々申し上げていきますけれども、21年2月27日、21年11月20日、これは今の議員さんの以前の議員さんからも十分に覚えておられることだと思っております。

特に21年11月20日の全員協議会におきましては、当時、森議長であったかと思っております。その時には、議員全員に、1人ひとりにこの件について意見を述べていただきたいと、こういうようなことが全員協議会で行われました。その時に私の記憶では、当時、その意見についての大きな理解をいただけたかなと、こういうふうに私は理解をさせていただいたということで、もちろん皆さん方の意見はそれぞれの違いもありましたけれども、大きなところはそうでなかったかなと思っております。

それから、22年2月に改選がございました。その時も、改選が終わってから後も、この定数につきまして私は今年6月5日に全員協議会でも定数の削減を皆さん方に申し入れました。中身は今日まで申し上げてきたように、国の情勢、もちろん県の情勢、近隣の情勢、当町におきましても少子高齢化の時代が、今は4人に1人が高齢者というような中で、非常に財政厳しい。特に福祉・教育には待ったが効かないほど予算の提供をしていかなくてはならないという状況下であります。そういうところで6月5日の全員協議会におきまして、今、改革の特別委員会もあることなので、その点も十分に協議をというような意見もございました。

私は、なぜ6月5日にこの件を言わせていただいたかと言いますと、この委員会が設けられましたのは今年でございます。私は何年前からでもこの削減を私なりにうたってきたことでもございますので、改革があろうがなかろうが、この町政の状況下、特に財政逼迫ひっぽくしたような町政をどのように考えていかなくてはならないか。これは議員自ら腹を切るなりして住民の負託に応えることが、私は一番町の財政ならびに住民の皆さん方に理解をしていただけるものと思っております。改革があろうとなかろうと、改革の中でも何点もございます。その中でもかなわないこともあるかもわかりません。こういう中で今日、アンケートの結果も先ほど申し上げましたようにあのような結果

も出たというようなことで、議員の活動も2年と6か月を過ぎ、いよいよあと三月もしたら1年を残すのみというようなことで、この機会が私は一番皆さん方との一致した考え方がまとまるのではなかろうかというようなことで提出したわけでございます。

○議長（本田秀樹君） 12番、瀧 すみ江君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江です。竹中議員が定数削減の提案をしたいと言われたのは、6月議会だったろうと思いますけれども、6月の頃だったと思いますけれども、その時にもっと協議をしていこうじゃないかということで全協で言われていたと思います。その点について、今までこのことについて協議がなされなかったと思っています。

ですから、議会改革の中でされるのであろうかと私も思ってきたわけですが、竹中議員もその時は、協議をしてから考えましょうということでやられていたと思うのですが、何もない中ですので、その中でなぜ出されてきたか。答弁としては今の答弁に重なると思いますけれども、現実としてそのようなやり取りがありましたので、協議をすることがなかった中でなぜ出されたのかということと、議長に協議することを要望されたのかどうかということです。

それともう1点お聞きしたいと思うのは、私もですけど、竹中議員もですけど、愛知川小学校区に在住しております。愛知川小学校区は議員の数6名おります。愛知川東小学校区は4名、秦荘の方は小学校区でなくて申し訳ないのですが、秦荘全体で6名の方です。ということで、愛知川小学校区は本当に議員の数が多くて、いろいろな町民の方の声を多く届けることができていると思います。やはりこれが議員というものの真骨頂というのか、議員の値打ちだと思いますので、町民の声を町政に届けることができなければ議員の値打ちはないと思いますので、そういう面では議員は多いのに越したことはないわけです。

結局、16名になるというと、旧愛知川町が14名、旧秦荘町は12名ですので、前の愛知川町の数に戻ってしまうわけで、秦荘町の分がなくなってしまうわけです。そういうことについてはどのように考えられるのかということをもう一度お聞きしたいと思います。

14名になると、4小学校区で割ると1小学校区当たり平均して議員は3.5人ということになります。3人ないし4人ということになりますので、それで本当に町民の方の声を議会に反映させることができるのかどうかということについても、認識をお伺

いしたいと思います。

○議長（本田秀樹君） 14番、竹中秀夫君。

○14番（竹中秀夫君） 14番、竹中です。瀧議員の質問にお答えをしてみたいと思います。

前段の件は、大まか先ほどお答えさせてもらったのとあまり変わらない答弁になりますので、後段の部分の14名であれば住民の声がなかなか吸い上げにくいのではなからうかなと、1校区に3.5人ではと、そういうようなことだと受け止めさせていただきます。

この点につきまして、先ほど申し上げましたように、今はもう愛荘町ですので、秦荘校区・愛知川校区につきましても、これは選挙ですので、仮に16名のうち30名出ようと20名出ようと、結果は住民が負託をつくっていただけるということで、その校区に何人とか、これは文書化の中では何校区には何人ぐらいの平均とかいうことは十分考えられます。しかしながら、議員の活動というものは、数が多いから住民の身近におるとということばかりでもございません。数が少なくても自らが日頃の行い、議員活動を住民との折衝が、また行政にも自ら働き掛けるということが私は一番大事ではなからうかなと、こういう認識をいたしております。

また、それ以外に、なぜ竹中議員は6月の時も、協議はしていくがというような、先ほどの瀧議員からの質問ではなかったかなと思っております。私は6月の時でも出す意気込みを持っての、先ほど申し上げますように改革どうのこうのはなしに、私は今日までいつの時期を提出者の1人として、それを持ち上げて理解をしていただけるか、私は皆さんが理解をしていただけるものと今日まで、今の段階ではなく今日までからそのような気持ちでこの定数については思ってきた1人でもございますし、決して協議が疎かであったというようなことも私は思っておりません。

既に先ほど申し上げますように、瀧議員も合併前から議員をされておりました。そういう中からこの定数の全員協議会でも出ておったということも認識もしていただいておりますというふうに思っている1人でもございます。そういうことを考える中で今回出させていただいたのは、この時期に皆さん方に改革特別委員会、もっともっと中身のある濃い、これをするによって議員各位が、先ほど全協でもいろいろな点も出ておりましたけれど、これについてはもっと前進があるものと確信をいたしておるのでございます。

そういう点を考える中で、十分理解もできない場面もあろうかと思えますけれども、先ほどから申し上げますように、非常に厳しい財政の中を国や県や町、特に近隣だけでなく各市町村も自らがこの難局を乗り切るというような気持ちは、愛荘町議会議員16名も同じ考えではなかろうかなと私は思って、提出をさせていただいたということでございます。以上、答弁とします。

○12番（瀧 すみ江君） もう1つあります。

○議長（本田秀樹君） 議長に要望したかどうかということですね。

○12番（瀧 すみ江君） そうです。協議を議長に要望したのかどうか。

○14番（竹中秀夫君） 申し訳ございません。何点かあったので、頭の中が混乱して申し訳ございません。

議長に相談をしたのかと、私はこの件につきましては、まず自分自身が決めて、誰に相談となく、私はこういうことを考えておるということで、議会の中の全員協議会なり、誰ひとりとして知恵を借りた覚えもございませんし、自らが提出者になって、それ以外を求めた方々から賛成者を募ったようなことでございます。

○議長（本田秀樹君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午後6時12分

再開 午後6時13分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番、竹中秀夫君。

○14番（竹中秀夫君） 14番、竹中です。たびたび申し訳ございません。今ほどの瀧議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

全員協議会に議長にこれを出してくれとは、ただし私は議会運営委員会の中で、全員協議会のところで私はこの提出については発言をさせていただきたいということは申し上げます。以上です。

○議長（本田秀樹君） 5番、外川善正君。

○5番（外川善正君） 5番、外川善正。質問させていただきます。

2つほど質問事項があったのですが、1点は、なぜこの時期にというのは、先ほどありましたので割愛させていただきます。

この定数削減というのは、今の社会情勢の中では減らしていくという方向で、今いろいろなところで動いておられます。竹中議員がこれに強い気持ちを持っておられる

というのは、合併の時からのお話を先ほどの全協なり、今お聞きして、そして何とかやっていききたいという、その気持ちは私も大切であると思います。

ところが、その過程におきまして、ここには2名の部分を削減すると書いております。私はこの定数というのは、単なる数字ひとつとらまえて16を14にするとか、例えば13にするとか、そういうような数の世界での政治もあるかも知れませんが、この議会を運営していくのにあたって、いろいろな常任委員会でどのような活動をしていくか、それも含めての数字ではないかなと思います。それには14という数字が本当に適切かどうかというのを、やはり検討していく必要もあるし、それが今、議会改革を進めていく中で1つひとつの検討事項であがってくるわけです。

だから、この16から14にされるという、減らしていくという方向については、それは私も賛同します。けれども、それがいくつかということは、先ほども言いましたように、どのような運営に持っていくかというのを本当に考えて出された数字かどうかというのを、私はお聞きしたいわけです。以上です。

○議長（本田秀樹君） 14番、竹中秀夫君。

○14番（竹中秀夫君） 14番、竹中です。外川議員の集約をさせていただきますと、14にすることの対してのさほど抵抗はないと。しかしながら、各常任委員会、そういう中のところがうまくいくのか、活躍できる委員会になるのかというような、それに対する定数の関係を述べられたかなと、こういうふうに理解をさせてもらっています。

私もこれを出すまでは、3委員会また特別委員会の4委員会の委員会構成なりいろいろな面をもちろん考えました。一部重複する面もあるかも知れませんが、決して14名になったからといって委員会構成が、また議員活動が不備になるということはないと、自分なりの確信をもって提出をしたということでございます。どうかご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（本田秀樹君） 5番、外川善正君。

○5番（外川善正君） 5番、外川善正です。今の竹中議員の答弁、よくわかります。物事は、1人が一生懸命考える、それも素晴らしい。ところが、何人が寄っているいろいろな角度から検討するのも、自分の見えない部分が見えてくるところも多々あると思います。私はそういう意味から、できることならば竹中議員に、この竹中議員が持っておられる考え方とか、そういういいものを議会改革委員会の中で提案していただい

て、多くの方と共に1つのものをつくりあげていただきたいという希望をします。

それは、先ほど予算確保にも言われました。16が14になっても、これを適用するのは次の選挙からだ。次の選挙というと、再来年ですか。そこまでは同じ予算の枠の中でいいのだ。そのような実態があることから、これはお願いになりますが、できることならば議会改革検討委員会の中で一緒に整理を図り、この12月に一定の線を出し、来年の3月に条例化しても私は間に合うのではないかなと、そういうふうに思い、私の希望とさせていただきます。以上です。

○議長（本田秀樹君） 6番、徳田文治君。

○6番（徳田文治君） 6番、徳田文治です。重複する部分は避けて、住民アンケート調査を実施されました。それは、無作為に2,000人ということで、実際回答をいただいているのは650人だったと記憶しております。32.5%であります。

そして、この3月に議会改革特別委員会を立ち上げされておられます。重複するようですが、やはり今回のアンケート調査を十分に分析し、検証して、愛荘町は人口がものすごく増えております。平成23年度の法の改正によって、上限が撤廃になったということもお聞きしております。そういった人口が多くなるにつれて、やはり多様な民意を反映するためにも、一定の議員数は不可欠であると、このように思っているところです。

そしてまた、今後も地域の特性などを十二分に配慮して、慎重な対応が望まれると認識をしております。そういった意味において、私は定数も大事でありますけれども、議員報酬もセットで考えていただければ、よりベターであると思います。

そういった意味において、先ほど外川議員が言われたように、もう一度議会改革特別委員会で十二分な議論を尽くしていただきたい、このように思っております。

先ほど竹中議員が言われましたので、あとの賛同者の方のご意見を頂戴したいと思います。

○議長（本田秀樹君） 9番、西澤久仁雄君。

○9番（西澤久仁雄君） 9番、西澤久仁雄です。賛同者の意見をということでございます。

先ほど全員協議会でも話しましたが、まずはできることから、報酬の関係もやればよろしいです。けど、まずは定数削減からということに手をつけて、その意味は先ほ

ども竹中議員が申されましたように、20年9月4日からがスタートをしております。そうしたならば、今ここで反対されるというか、引き延ばそうとされる方は、なぜもっと早く、それなら自分が意思表示して、発言して協議の場をつくってもらえなかったか。もうある程度の1人ひとりの考えというものがございます。

地域とかそういうことにこだわられますけれど、先だっても矢守方から電話を受けました。現場へ走りました。いろいろなことがあります。先だってもウエストベントのこともお話しさせていただきましたけど、旧の秦荘の方からお電話をいただき、事情聴取にまいりました。これはもう愛荘町全体として考えるべきで、ある一部は地域、地域とおっしゃるかもわかりませんが、愛荘町の方は、わざわざ私に電話をいただき、「ちょっと来い。話がある」というようなこともされておられます。幾多のところへも足を運ばせていただきました。

そういう観点から、地域だけの問題ではない。愛荘町全体として取り組むべき問題であるので、それが14名になろうと、また仮に12名になろうと、それは資質の問題、自分の働きの問題であると私は信じております。そういう観点から賛成者にサインをさせていただいたわけでございます。

○議長（本田秀樹君） 11番、吉岡糸ミ子君。

○11番（吉岡糸ミ子君） 11番、吉岡でございます。賛同者の1人として申し上げます。

今、徳田議員さんの意見を聞かせていただいておりますと、徳田議員さんは議員何名が妥当だと思っておられるのかということをごちから聞かせていただきたいと、今の質問の趣旨を聞かせておりますと、1つあとで答えていただきたいです。

そして、改革委員会でもっと最初に決まってから上程したらいいということを皆さんおっしゃっていただいておりますけれども、今、西澤久仁雄議員がおっしゃったように、やはりアンケートから出てきた問題からやっていくのも、改革していくのも改革の1つだと思います。そのあとまた出てきたのをまた上程していくのも1つの改革だと思っております。

そしてまた、地域がどうのこうのとかいう問題もありますけれども、それはやはり愛荘町1つの問題として、やはりそれは議員が、議員になったからには、やはり自分自身の身を削ってやっていくという、そういうことが大事だと思っております。今現在の状況から見させていただきますと、国また県、町もですけど、そういう改革をし

ていけないといけないと、自らの身を削って、やはり議員定数を考えていけないといけないということが先決であって、そういうことから考えていただきたいということで私は賛同させていただきました。以上です。

○議長（本田秀樹君） 13番、森 隆一君。

○13番（森 隆一君） 13番、森。賛成者の1人として答えさせていただきます。

私は、合併協議会にも入ってしまして、5年前からいろいろと定数のことに関しては研究もし、勉強もしという形の中で、一番妥当だったのは、やはりその時16人だったと心得ております。

そして、その後、私が議長の際に定数削減の問題が出ましたので、みんなに直接意見を聞きました。何名がいいのかどうか。しかし、何名がいいかどうかは、私自身にもわかりません。けれど、その当時は漠然とした中で14名がいいだろう、16名がいいだろうというような意見もいただいていた。はいました。

概ね14名がいいのではないかという意見もかなりありましたが、しかし今、16から14にするという時の条件と、条件が全然違っています。当時は漠然とした中での14人でもよかったのですが、今はこういう社会情勢、あるいは日本の経済、いろいろなことを考え、あるいはいろいろな町村の定数削減のことを考えた時に、これはやはり12人では今の状態では、あまりにも4人も欠ければおかしくなる可能性も十分あるので、しかし2名ならば何とかやっていける。しかし今の16名がすべて、16名の中で完璧にこなしているかという、完璧に議会活動をこなしてない。これは個々の議員さんの胸に問うてもらったらわかることだと思いますが、そうだとしたら、14名で十分だという、5年間議員の1人として生きてきた中で感じることはそういうことでもあります。

しかし、報酬においては、確かに安いよりも高い方がいいと思うが、そこには1つの報酬審議委員会等々があると思いますので、そこで検討をいただく以外はないかなと、そう思っております。以上。

○議長（本田秀樹君） 8番、河村善一君。

○8番（河村善一君） 河村善一です。賛成者の1人として意見を述べます。

当初、20年9月4日の全員協議会で、竹中議員から16名から14名という提案もありました。その時は、私は1回目の16名からなったのだから、その期間は、もう次回は16名ということで、16名で、議員削減については反対をいたしました。

今回は賛成する立場でおります。と言いますのは、ここの提案の理由に書いてあります。アンケート結果が1つでございます。町民の中で16名は多いのではないかと、やほり同レベルの町である日野町が16名から14名に、ほかの町も削減されてきているということから見ても、愛荘町としても16名から14名に削減し、その議員をもって新しい愛荘町の運営に当たっていくべきではないかと。町職員の人数を減らすばかりではなく、議員の人数を減らすことの必要性もあるのではないかと、賛成させていただきました。以上です。

○議長（本田秀樹君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。12番、瀧 すみ江君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江。反対討論を行います。

議提第8号 愛荘町議会議員の定数を定める条例の制定について、反対を表明いたします。先ほどから縷々質問者の方も言われておりますが、やはり議会改革の流れがある中で、議会改革のためにアンケート調査をした、その点ではそのアンケート調査に対する協議もされてはならず、これから議会基本条例制定のための協議がなされようとしております。ですので、やはりこれは議員総意の協議のもとで、議員総意の考えのもとで決めていくべきものだと考えます。

今、何の協議もされておられません。ですから、私は先ほども言いましたが、個人的には定数削減には反対です。やはり身近に議員がいるということと、いないということは違うと思います。身近に声を託せる議員がいるということは、よいことだと思います。

そして、16から14に減らすとなると、先ほどもこれも申しましたけれども、2町が合併したわけですから、秦荘町1町分の議員がいなくなるわけです。なくなるわけです。合併したとは言え、2町の声が届く議会にするためには、今よりも大変なことになると考えます。ですから、このようなことから私は個人的には反対ですけれども、削減には反対しますけれども、今後、議会改革の流れの中で皆さんが本当に協議をして、いろいろな意見を出して、そしてこういうふうなことに決まりましたということであれば、それが定数削減の結果であっても、議会総意の考えには賛同することはや

ぶさかではない、このように考えます。

ですから、先ほど私以外の議員の方も言うておられたように、今後、議会改革特別委員会での議論によって、定数についても決定していくこと、このことを進言して反対討論といたします。

○議長（本田秀樹君） ほかに討論はありませんか。13番、森 隆一君。

○13番（森 隆一君） 13番、森。この件に対しまして賛成討論をいたします。

竹中議員の言われたこと、ほぼ言われたとおりであります。議員必携を引用させていただきますと、地方自治法の改正により、法定上限数が撤廃されてからは、町村議会における議員定数は年々減少傾向にあると言います。これは平成23年7月調べのことであります。実態調査では、全国1町村当たりの平均は12.8人とあります。議員定数の上限が決まっている時から比べると、当町は19人あまり、平均が19.5人でありましたから、6.7人少ない状況にあります。

このような状況を考えた時や、また愛荘町も合併して5年間議会を見てきた議員の1人として、14人にしても何ら大きい影響はないと思います。そのことによって、議員定数2名削減に賛成する討論といたします。以上。

○議長（本田秀樹君） これで討論を終わります。

これより、議提第8号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（本田秀樹君） 賛成多数です。よって、議提第8号 愛荘町議会議員定数条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議提第9号

○議長（本田秀樹君） 追加日程第9、議提第9号 議員派遣についてを議題にします。

会議規則第120条の規定により、お手元に配付しました議案のとおり議員を派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、議提第9号 議員派遣については、お手元に配付しました議案のとおり議員を派遣することに決定しました。

◎議提第10号

○議長（本田秀樹君） 追加日程第10、議提第10号 委員会の閉会中における継続調査についてを議題にします。

産業建設常任委員会委員長から、委員の任期中において閉会中も継続審査に付したい旨、別紙の申し出がありました。この申し出のとおり閉会中の継続審査に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。

◎閉会の宣告

○議長（本田秀樹君） これで、本日の日程はすべて終了いたしましたので、会議を閉じます。

これをもって、平成24年9月愛荘町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後6時38分

○議長（本田秀樹君） 町長、閉会のあいさつ。

○町長（村西俊雄君） 9月定例議会、本当に長期にわたって、また最終日も大変長時間にわたっての議論、本当にご苦労さんでございました。終わりに当たりまして一言御礼を申し上げたいと思いますが、大変恐縮ですけれども、1点だけ報告を準備させていただいておりましたので、お聞きいただけたらありがたいと思います。

これは17日の日曜日に大阪で関西広域連合主催の近畿府県市長・町村長との意見交換会が開催されました。これは、近畿整備局など国の出先機関の丸ごと移管に関し、先般、国がまとめました法案、国の特定地方行政機関の事務の移譲に関する法律案に対し、市町村の意見を聞こうとするものでございました。

出席者は、広域連合からは兵庫県知事の井戸連合長、滋賀県の嘉田知事が国の出先機関対策委員長として出席され、全部で近畿府県18人の市町長が出席をいたしました。滋賀県からは獅子山彦根市長、そして町村会長として私と副会長の藤澤日野町長が出席いたしました。

この法案は、先に閉会となりました通常国会に提出とまでは至らなかったということでございますが、その内容につきまして、大変重要なことでございますので、少し

紹介をさせていただきます。

対象機関は、経済産業省、国土交通省地方整備局・環境事務所の3機関でありまして、これらの事務所の権限・人員・財源をそのままそっくり広域連合に丸ごと移管するというものであります。

それで、私の方からは、なぜ近畿農政局が入っていないのかという質問をいたしました。但し、連合長は、今はとりあえず近畿整備局を淘汰して、次なる目標は当然、農政局であるけれども、内政にかかるすべての国の出先機関の移管をめざすものだというふうにご答えられました。

ほかには、国の出先機関移管後も国の役割や責任がなくなるものではないと、国の定めた基本政策のもとで連合が具体的な事業執行を担っていくということで、放棄的には法定受託事務として国の一定の関与のもとで全国統一的な事務を確保するということになっております。

また、恩賞の権限であります直轄国道の新設・改築などの箇所付け権限については、これまでと同様に恩賞権限として残されるということになったようであります。

また、議論になっておりました大規模災害時の対応につきましては、現在の国土交通大臣と地方整備局との関係が、移管後については大臣と広域連合の関係となるだけで、実質的に指揮系統は変わらないということでありました。

そのほかの意見として、私は町村会長であることもございまして、道州制に反対している全国町村会も懸念しているとおおり、広域連合が道州制への布石とならないことを申し上げたところであります。但し、連合長は、明確に自分も道州制に反対であり、広域連合と道州制は異質のものだということにご答えられました。

法案は次の臨時国会に提出をめざすということでございます。以上でございます。

さて、今議会に提案させていただきました案件、22案件につきまして慎重審議のうえ、すべて可決いただき、誠にありがとうございました。議会中にいただきました貴重なご意見やご提言を踏まえ、職員共々誠心誠意、これらの執行にあたってまいりたいと考えております。特に決算委員会等でいただきました議論等についても、十分斟酌をしてまいりたいというふうにご考えているところでございます。誠にありがとうございました。

○議長（本田秀樹君） 大変ご苦勞さまでございました。本当に追加日程につきましては時間を取ったこと、心からお詫びを申し上げます。申し訳ございませんでした。

これをもって閉会させていただきます。

上記会議の次第は事務局長 徳田幸子の記載したもので、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日 議 会 議 長

平成 年 月 日 議 会 議 員 7 番

平成 年 月 日 議 会 議 員 8 番